

Radiata Increase



FP2級 資産設計提案業務 過去問解説 2019 年 5 月

《本教材について》

・本PDFは閲覧・ダウンロードは可能ですが、掲載してある内容が無断複写・無断転載は禁止します。

・解説動画は、ラジアータインクリース[過去問解説]ページからYouTube動画をご覧ください。

《最短最速合格ガイドについて》

・[最短最速合格ガイド]の詳細についてはラジアータインクリース[FP試験教材]ページからご覧ください。



☆☆☆解答に当たっての注意事項☆☆☆

- ・ 問題数は40問、解答はすべて記述式です。
- ・ 択一問題の場合、選択肢の中から正解と思われるものを1つ選んでください。
- ・ 語群選択問題の場合、語群の中からそれぞれの空欄にあてはまるとされる語句・数値を選び、語群に記されたとおりに解答用紙の所定の欄に記入してください。また、語群の語句・数値にそれぞれ番号が付してある場合は、その番号のみを記入してください。
- ・ 語群のない問題の場合、指示に従い解答用紙の所定の欄に直接正解と思われる語句・数値・記号を記入してください。
- ・ 試験問題については、特に指示のない限り、2018年10月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例については考慮しないものとします。
- ・ 解答は楷書、算用数字（1、2、3…）ではっきりと正しく記入してください（誤字・脱字・略字は不可）。
- ・ 計算問題については、計算結果を解答として所定の欄に記入してください。その際、解答用紙に記載されている単位を使用し、漢字や小数点、上付き数字を使用しないでください。正しく記入されなかった場合、採点されませんのでご注意ください。なお、カンマのあり・なしについては採点には影響しません。

〔例1〕解答用紙に記載の単位「万円」の場合

可の例：105万円／不可の例：1,050,000円

〔例2〕解答用紙に記載の単位「円」の場合

可の例：1,005,000円／不可の例：100万5,000円、100.5万円、100.⁵万円

【第1問】下記の(問1)、(問2)について解答しなさい。

問1

ファイナンシャル・プランナー(以下「FP」という)が、ファイナンシャル・プランニング業務を行ううえでは関連業法等を順守することが重要である。FPの行為に関する次の(ア)~(エ)の記述について、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。

(ア)司法書士資格を有していないFPが、顧客から依頼され、顧客の任意後見人となる契約を締結した。

(イ)税理士資格を有していないFPが、相続対策を検討している顧客に対し、有料の相談業務において、仮定の相続事例に基づく一般的な解説を行った。

(ウ)生命保険募集人または保険仲立人の登録をしていないFPが、生命保険契約を検討している顧客のライフプランに基づき、必要保障額を具体的に試算した。

(エ)投資助言・代理業の登録をしていないFPが、特定の顧客に対し、特定企業の公表されている決算報告書を用いて、具体的な株式の投資時期等の判断や助言を行った。

【答え】

ア)適切

顧客の任意後見人(受任者)になるのには特別な資格は不要です。

イ)適切

税理士資格を持たないFPは、具体的な税務相談や税務書類の作成を行ってはいけません。また、有償・無償にかかわらず税務相談を行うことができませんが、仮の事例や、一般的な税法の解説を行うことができます。

ウ)適切

保険募集人でないFPは、保険業法により保険の募集を行ってはいけません。生命保険商品の一般的な説明や、ライフプラン設計を行うことは可能です。

エ)不適切

金融商品取引業者として登録を受けていないFPは、具体的な投資銘柄や投資時期等の投資助言・代理業・投資運用業を行ってはいけません。投資判断となる決済報告書、景気動向などを知らせることは投資助言とはならないため可能です。

問2

ファイナンシャル・プランニングのプロセスに従い、次の(ア)~(カ)を6つのステップの順番に並べ替えたとき、その中で4番目(ステップ4)となるものはどれか。その記号を解答欄に記入しなさい。

(ア)顧客の目標達成のために必要なプランを作成し、提案書を提示する。

(イ)面談等の実施により、顧客に関する資産等の情報のほか、顧客の考える目標や希望等の情報を収集する。

(ウ)作成したプランに従い、提案した金融商品の購入等の実行を支援する。

(エ)顧客の環境の変化や制度改正の際には、必要に応じてプランの見直しを行う。

(オ)顧客に対し、提供するサービスの内容や報酬体系等を説明し、了解を得る。

(カ)顧客から収集した情報を基に、キャッシュフロー表などを作成し、将来の財政状況の予測等を行う。

【答え】

1. 適切

ファイナンシャル・プランニングのプロセスは6ステップあります。

1. 顧客へのサービス説明、及び関係の確立…(オ)
2. 顧客と面談し、顧客の情報を収集し、顧客の目標を明確化する…(イ)
3. 収集した情報から財政状況を分析し、将来の予測を行う…(カ)
4. 顧客が目標を実現できるためのプランを作成し、説明を行う…(ア)
5. 作成したプランを実行する…(ウ)
6. 顧客の実生活の変化に合わせて、定期的にプランの修正・見直しを行う…(エ)

従って、正解(ステップ4)は【ア】

【第2問】下記の(問3)~(問6)について解答しなさい。

問3

経済指標に関する下表の空欄(ア)~(エ)に入る語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。

名称	発表機関	概要
国内総生産 (GDP)	(ア)	一定期間中に国内で生み出された財・サービスなどの付加価値の合計を金額で示す指標で、その国の経済規模を表す。
(イ)	財務省 日本銀行	外国との間で行ったモノやサービス、有価証券等の取引や決済資金の流れなどを記録・集計した統計で、国際通貨基金（IMF）のマニュアルに準拠して作成される。
全国企業短期 経済観測調査 (日銀短観)	日本銀行	景気の現状や先行きの見通しについて企業経営者を対象に直接行われるアンケート調査であり、年（ウ）、調査・公表される。
(エ)	総務省	全国の世帯が購入する家計に係る財およびサービスの価格等を総合した物価の変化を時系列的に測定するものである。調査結果は各種経済施策や公的年金の給付水準の改定などに利用されている。

<語群>

- | | | |
|-----------|---------------|----------|
| 1. 内閣府 | 2. 総務省 | 3. 経済産業省 |
| 4. 国際収支統計 | 5. マネースtock統計 | |
| 6. 家計消費支出 | 7. 消費者物価指数 | |
| 8. 2回 | 9. 4回 | 10. 6回 |

【答え】

ア) GDPとは、一定期間に国内で新しく生産された財貨・サービスの付加価値の総計で、最も使われる経済指標です。国内総生産が大きくなるほど、その国の経済規模は大きいことになります。

内閣府により四半期ごとに作成・公表されており、前年比または前年同期比の伸び率を経済成長率といいます。

イ) 財務省、日本銀行が発表する国際収支統計では、一定期間における、対外経済取引(財やサービス、所得の収支、負債の増減など)を記録した統計です。

ウ) 日本銀行が調査・発表を行う企業短期経済観測のこと。

日銀短観は、日本銀行が製造業17業種・非製造業14業種に分けて、国内企業(1万社超)を対象に、業績や設備投資、雇用状況などのアンケート調査をもとに年4回(四半期毎)に作成・公表している。

エ) 総務省が発表する消費者物価指数は、全国の一般消費者が購入した、財やサービスを総合し、測定したものです。

従って、正解は【(ア) 1. 内閣府 (イ) 4. 国際収支統計 (ウ) 9. 4回 (エ) 7. 消費者物価指数】

問4

下記<資料>の外貨定期預金を満期まで保有した場合における、外貨ベースの元利合計額を円転した金額を計算しなさい。なお、計算結果(円転した金額)について円未満の端数が生じる場合は切り捨てること。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

<資料>

預入額：10,000米ドル

預入期間：12ヵ月

預金金利：1.24%（年率）

満期時の為替レート（1米ドル）

TTS	TTM（仲値）	TTB
113.50円	112.50円	111.50円

注1：利息の計算に際しては、預入期間は日割りではなく月割りで計算すること。

注2：為替差益・為替差損に関する税金については考慮しないこと。

注3：利息に対しては、米ドル建ての利息額の20%（復興特別所得税は考慮しない）相当額が所得税・住民税として源泉徴収されるものとする。

【答え】

計算の手順

1. 満期時の利息額の計算
2. 利息に対しての源泉徴収
3. 満期時の外貨ベースの元利合計から円へ

1. 利息額の計算

10,000米ドルを年利1.24%で12ヶ月満期ですので、

$10,000 \text{ 米ドル} \times 1.24\% \times 1 = 124 \text{ 米ドル}$

米ドル建ての利息額の20%が源泉徴収

$124 \text{ 米ドル} \times (1 - 0.2) = 99.2 \text{ 米ドル}$

よって、元金の合計は10,099.2米ドル

円から外貨に換える時にはTTSを使用します。

外貨から円に換える時にはTTBを使用します。

10,099.2米ドルを円に換えるためTTB(1米ドル111.50円)を使用します。

T T S	T T M (仲値)	T T B
1 1 3 . 5 0 円	1 1 2 . 5 0 円	1 1 1 . 5 0 円

従って、 $10,099.2 \text{ 米ドル} \times 111.50 \text{ 円} = 1,126,060.8$

円未満は切り捨てとなりますので、

従って、正解は【1,126,060円】

問5

西山さんはHE投資信託を新規募集時に500万口購入し、特定口座(源泉徴収口座)で保有して収益分配金を受け取っている。下記<資料>に基づき、西山さんが保有するHE投資信託に関する次の記述の空欄(ア)、(イ)にあてはまる数値の組み合わせとして、正しいものはどれか。

<資料>

〔HE投資信託の商品概要（新規募集時）〕

投資信託の分類：追加型国内公募株式投資信託

決算および収益分配：年1回

申込価格：1口当たり1円

申込単位：1万口以上1口単位

購入時手数料（税込み）：購入金額1,000万円未満 2.70%

購入金額1,000万円以上 2.16%

運用管理費用（信託報酬）（税込み）：純資産総額に対し年1.620%

信託財産留保額：1口につき解約請求日の翌営業日の基準価額に0.3%を乗じた額

〔西山さんが保有するHE投資信託の収益分配金受取時の運用状況（1万口当たり）〕

収益分配前の個別元本：10,000円

収益分配前の基準価額：13,000円

収益分配金：2,000円

収益分配後の基準価額：11,000円

- ・ 西山さんが、HE投資信託を新規募集時に500万口購入した際に、支払った購入時手数料（税込み）は（ア）円である。
- ・ 西山さんが保有するHE投資信託の収益分配金受領後の個別元本（1万口当たり）は（イ）円である。

1. (ア) 108,000 (イ) 8,000
2. (ア) 108,000 (イ) 10,000
3. (ア) 135,000 (イ) 8,000
4. (ア) 135,000 (イ) 10,000

【答え】

手数料については資料より、

申込価格：1口当たり 1 円

購入時手数料（税込み）：

購入金額 1,000 万円未満 2.70%

購入金額 1,000 万円以上 2.16%

となっています。

500 万口購入した場合には、

500 万口＝500 万円

1,000 万円未満となるので、購入時手数料は 2.70%

500 万円×2.70%＝135,000 円

●分配金の中身は 2 種類あります。

「普通分配金」は、利益が出た部分。

「元本払戻金(特別分配金)」は、元本が戻ってきた部分。

※分配金が元本払戻金のみの場合。

自分が投資した元本が戻ってきたわけなので、その分、投資金額は減ることになる。

●計算方法

[西山さんが保有するHE投資信託の収益分配金受取時の運用状況（1万口当たり）]

収益分配前の個別元本：10,000 円

収益分配前の基準価額：13,000 円

収益分配金：2,000 円

収益分配後の基準価額：11,000 円

収益分配前の個別元本 10,000 円だったものが、分配金として 2,000 円分支払われました。分配後の基準価額が 11,000 円ですので、元本は減っておらず、すべて普通分配金(元本払戻金は 0 円)となります。

収益分配落ち後の個別元本は元本払戻金がなく、元本は減っていないため10,000 円

従って、正解は【(ア) 135,000円 (イ)10,000円】

問6

下記<資料>の債券を満期(償還)時まで保有した場合の最終利回り(単利・年率)を計算しなさい。なお、手数料や税金等については考慮しないものとし、計算結果については小数点以下第4位を切り捨てること。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと(解答用紙に記載されているマス目に数値を記入すること)。

<資料>

表面利率：年1.30%

買付価格：額面100円につき98.00円

発行価格：額面100円につき100.00円

償還までの残存年数：5年

【答え】

最終利回りは、すでに発行されている債券を購入し、償還期限まで保有した場合の利回りです。

●最終利回りの計算式

$$\frac{\text{表面利率} + \frac{\text{額面(100円)} - \text{購入価格}}{\text{残存年数}}}{\text{購入価格}} \times 100$$

<資料>

表面利率：年1.30%

買付価格：額面100円につき98.00円

発行価格：額面100円につき100.00円

償還までの残存年数：5年

$$1.30\% + (100\text{円} - 98\text{円}) \div 5\text{年} \div 98\text{円} \times 100 = 1.7346$$

小数点以下第4位切捨てにより 1.734%

従って、正解は【1.734%】

【第3問】 下記の(問7)~(問10)について解答しなさい。

問7

公的な土地評価に関する下表の空欄(ア)~(ウ)にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

価格の種類	公示価格	基準地標準価格	相続税路線価	固定資産税評価額
所管	(ア)	都道府県	国税庁	市町村(東京23区は東京都)
評価時点	毎年1月1日	毎年(イ)	毎年1月1日	原則として基準年度の前年の1月1日
評価割合	—	—	公示価格の(ウ)程度	公示価格の**%程度

※問題作成の都合上、一部を「**」としている。

1. (ア) 内閣府 (イ) 1月1日 (ウ) 80%
2. (ア) 国土交通省 (イ) 1月1日 (ウ) 70%
3. (ア) 国土交通省 (イ) 7月1日 (ウ) 80%
4. (ア) 内閣府 (イ) 7月1日 (ウ) 70%

【答え】

ア) 公示価格の所管は国土交通省です。

イ) 基準地標準価格の基準日は毎年7月1日です。

ウ) 相続税路線価の評価割合80%

従って、正解は【3. (ア) 国土交通省 (イ) 7月1日 (ウ) 80%】

問8

大津さんは、6年前に相続により取得し、その後継続して居住している自宅の土地および建物の売却を検討している。売却に係る状況が下記〈資料〉のとおりである場合、所得税における課税長期譲渡所得の金額として、正しいものはどれか。

〈資料〉

取得費：土地および建物とも不明であるため概算取得費とする。

譲渡価格（合計）：7,000万円

譲渡費用（合計）：300万円

※居住用財産を譲渡した場合の3,000万円特別控除の特例の適用を受けるものとする。

※所得控除は考慮しないものとする。

1. 3,000万円
2. 3,270万円
3. 3,350万円
4. 3,635万円

【答え】

長期譲渡所得の計算式は

長期譲渡所得(譲渡した年の1月1日での所有期間が5年以上)の金額

=総収入金額(譲渡価格)-(取得費+譲渡費用)-特別控除額

- ・取得費は【取得にかかった金額+設備費+改良費ー減価償却費】
- ・取得費が不明な場合や実際の取得費が収入金額の5%より少ない場合は、収入金額の5%を取得費とすることができます。(概算取得費)

<資料>

取得費：土地および建物とも不明であるため概算取得費とする。

譲渡価格（合計）：7,000万円

譲渡費用（合計）：300万円

※居住用財産を譲渡した場合の3,000万円特別控除の特例の適用を受けるものとする。

※所得控除は考慮しないものとする。

$$=7,000 \text{ 万円} - (7,000 \text{ 万円} \times 5\% + 300 \text{ 万円}) - 3,000 \text{ 万円} = 3,350 \text{ 万円}$$

従って、正解は【3. 3,350万円】

問9

柴田さんは、保有しているマンションを賃貸している。下記〈資料〉に基づいて計算した2018年分の所得税に係る不動産所得の金額として、正しいものはどれか。なお、〈資料〉以外の収入および支出等はないものとし、青色申告特別控除は考慮しないこととする。

〈資料：2018年分の賃貸マンションに係る収入および支出等〉

- ・ 賃料収入（総収入金額） 144万円
- ・ 支出
 - 銀行へのローン返済金額 60万円（元金40万円、利息20万円）
 - 管理費等 12万円
 - 管理業務委託費 72,000円
 - 火災保険料 1万円
 - 固定資産税 12万円
 - 修繕費 8万円
- ・ 減価償却費 33万円

※支出等のうち必要経費となるものは、すべて2018年分の所得に係る必要経費に該当するものとする。

1. 308,000円
2. 438,000円
3. 508,000円
4. 838,000円

【答え】

不動産所得＝不動産で得た収入－必要経費

- ・ 賃料収入（総収入金額） 144万円
 - ・ 支出
 - 銀行へのローン返済金額 60万円（元金40万円、利息20万円）
 - 管理費等 12万円
 - 管理業務委託費 72,000円
 - 火災保険料 1万円
 - 固定資産税 12万円
 - 修繕費 8万円
 - ・ 減価償却費 33万円
- ※支出等のうち必要経費となるものは、すべて2018年分の所得に係る必要経費に該当するものとする。

・ 不動産収入は144万円

・ 必要経費

銀行へのローン返済金額のうち、利息部分は必要経費に算入できますが、元金は算入できません。（損益通算では利子部分は×）
他の費用はすべて算入可能。

支出計

銀行利子20万円＋管理費12万円＋管理乗務委託費7.2万円＋火災保険1万円＋固定資産12万円＋修繕8万円＋減価償却33万円＝93万2千円

不動産収入144万円－必要経費93万2千円＝508,000円

従って、正解は【3. 508,000円】

問10

下記<資料>は、井上さんが購入を検討している物件の登記事項証明書の一部である。この登記事項証明書に関する次の(ア)~(エ)の記述について、正しいものには○、誤っているものには×を解答欄に記入しなさい。

<資料>

(A) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	抵当権設定	平成24年8月22日 第337△2号	原因 平成24年8月7日保証委託契約に基づく求償権平成24年8月22日設定 債権額 金3,500万円 損害金 年14%(年365日日割計算) 債務者 ○○市△△区一丁目×番3号 細井孝 抵当権者 東京都千代田区△△三丁目□□ KY株式会社

(ア)KY株式会社の抵当権の設定に関する事項が記載されている欄(A)は、「権利部(乙区)」である。

(イ)登記事項証明書は、法務局などにおいて手数料を納付すれば、誰でも交付の請求をすることができる。

(ウ)上記<資料>から、抵当権の設定当時、細井孝さんがこの土地の所有者であったことが確認できる。

(エ)細井孝さんがKY株式会社への債務を完済すると、当該抵当権の登記は自動的に抹消される。

【答え】

ア) 適切○

権利部の乙区には、**所有権以外の権利**に関する事項が記載されており、**抵当権**の登記も乙区です。

権利部 権利 に関する事項	
甲区： 所有権 に関する事項 →所有権の保存・移転・仮登記・差押えなどを記載	
乙区： 所有権以外 の権利に関する事項 → 抵当権 ・借地権・賃借権などを記載	

イ) 適切○

不動産の登記事項証明書の交付の請求は、所定の手数料を支払うことで、郵便やインターネットから**誰でも交付可能**です。

ウ) 不適切×

所有権以外の権利に関する事項の記載は、乙区になりますので、資料は乙区です。

土地の所有など所有権に関する事項は**甲区**に記載されます。

<資料>

(A) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	抵当権設定	平成24年8月22日 第337△2号	原因 平成24年8月7日保証委託契約に基づく求償債権平成24年8月22日設定 債権額 金3,500万円 損害金 年14% (年365日日割計算) 債務者 ○○市△△区一丁目×番3号 細井孝 抵当権者 東京都千代田区△△三丁目□□ K Y株式会社

エ) 不適切×

抵当権は**自動的に抹消されません**。債務完済後に**抵当権抹消登記**を行わなければいけません。

【第4問】 下記の(問11)～(問14)について解答しなさい。

問11

千田次郎さん(47歳)が保険契約者(保険料負担者)および被保険者として加入している生命保険(下記<資料>参照)の保障内容に関する次の記述の空欄(ア)～(ウ)にあてはまる数値を解答欄に記入しなさい。なお、保険契約は有効に継続し、かつ特約は自動更新しているものとし、次郎さんはこれまでに<資料>の保険から、保険金・給付金を一度も受け取っていないものとする。また、各々の記述はそれぞれ独立した問題であり、相互に影響を与えないものとする。

<資料/保険証券1>

無配当定期保険特約付終身保険		保険証券記号番号 ××-××××××																			
保険契約者	千田 次郎 様	保険契約者印 	◇契約日 2001年11月1日																		
被保険者	千田 次郎 様 1971年9月6日生 男性		◇主契約の保険期間 終身																		
受取人	死亡保険金 千田 幸子 様(妻)	受取割合 10割	◇主契約の保険料払込期間 30年間 ◇特約の保険期間 10年 (80歳まで自動更新)																		
◇ご契約内容			◇お払い込みいただく合計保険料																		
<table border="1"> <tr> <td>終身保険金額(主契約保険金額)</td> <td>300万円</td> </tr> <tr> <td>定期保険特約保険金額</td> <td>2,000万円</td> </tr> <tr> <td>三大疾病保障定期保険特約保険金額</td> <td>1,000万円</td> </tr> <tr> <td>傷害特約保険金額</td> <td>500万円</td> </tr> <tr> <td>災害入院特約</td> <td>入院5日目から 日額 5,000円</td> </tr> <tr> <td>疾病入院特約</td> <td>入院5日目から 日額 5,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">※約款所定の手術を受けた場合、手術の種類に応じて入院給付金日額の10倍・20倍・40倍の手術給付金を支払います。</td> </tr> <tr> <td>生活習慣病入院特約</td> <td>入院5日目から 日額 5,000円</td> </tr> </table>			終身保険金額(主契約保険金額)	300万円	定期保険特約保険金額	2,000万円	三大疾病保障定期保険特約保険金額	1,000万円	傷害特約保険金額	500万円	災害入院特約	入院5日目から 日額 5,000円	疾病入院特約	入院5日目から 日額 5,000円	※約款所定の手術を受けた場合、手術の種類に応じて入院給付金日額の10倍・20倍・40倍の手術給付金を支払います。		生活習慣病入院特約	入院5日目から 日額 5,000円	<table border="1"> <tr> <td>毎回 △△, △△△円</td> </tr> <tr> <td>[保険料払込方法] 月払い</td> </tr> </table>	毎回 △△, △△△円	[保険料払込方法] 月払い
終身保険金額(主契約保険金額)	300万円																				
定期保険特約保険金額	2,000万円																				
三大疾病保障定期保険特約保険金額	1,000万円																				
傷害特約保険金額	500万円																				
災害入院特約	入院5日目から 日額 5,000円																				
疾病入院特約	入院5日目から 日額 5,000円																				
※約款所定の手術を受けた場合、手術の種類に応じて入院給付金日額の10倍・20倍・40倍の手術給付金を支払います。																					
生活習慣病入院特約	入院5日目から 日額 5,000円																				
毎回 △△, △△△円																					
[保険料払込方法] 月払い																					
※入院給付金の1入院当たりの限度日数は120日、通算限度日数は1,095日です。																					

<資料／保険証券２>

保険種類 終身医療保険		保険証券記号番号 ○○－○○○○○	
保険契約者	千田 次郎 様	保険契約者印 	◇契約日 2015年8月1日
被保険者	千田 次郎 様 1971年9月6日生 男性		◇保険期間 終身
受取人	給付金 被保険者 様 死亡給付金 千田 幸子 様（妻）	受取割合 10割	◇保険料払込期間 終身

◇ご契約内容

疾病入院給付金	1日目から日額	5,000円	保険料 毎月 ×,×××円
災害入院給付金	1日目から日額	5,000円	
手術給付金	1回につき	10万円	
※約款所定の手術を受けた場合、手術給付金を支払います。			
死亡保険金		20万円	[保険料払込方法] 月払い

※入院給付金の1入院当たりの限度日数は60日、通算限度日数は1,095日です。

- ・ 次郎さんが現時点で、肺炎で30日間入院した場合（手術は受けていない）、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（ ア ）万円である。
- ・ 次郎さんが現時点で、初めてガン（悪性新生物）と診断され、治療のため42日間入院し、その間に約款所定の手術（給付倍率40倍）を1回受けた場合、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（ イ ）万円である。
- ・ 次郎さんが現時点で、交通事故で死亡（入院・手術なし）した場合、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（ ウ ）万円である。

※約款所定の手術は無配当定期保険特約付終身保険および終身医療保険ともに該当するものである。

【答え】

- ・ 次郎さんが現時点で、肺炎で30日間入院した場合（手術は受けていない）、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（ ア ）万円である。
- ・ 次郎さんが現時点で、初めてガン（悪性新生物）と診断され、治療のため42日間入院し、その間に約款所定の手術（給付倍率40倍）を1回受けた場合、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（ イ ）万円である。
- ・ 次郎さんが現時点で、交通事故で死亡（入院・手術なし）した場合、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（ ウ ）万円である。

※約款所定の手術は無配当定期保険特約付終身保険および終身医療保険ともに該当するものである。

◇ご契約内容

終身保険金額（主契約保険金額）		3 0 0 万円
定期保険特約保険金額		2, 0 0 0 万円
三大疾病保障定期保険特約保険金額		1, 0 0 0 万円
傷害特約保険金額		5 0 0 万円
災害入院特約	入院 5 日目から	日額 5, 0 0 0 円
疾病入院特約	入院 5 日目から	日額 5, 0 0 0 円
※約款所定の手術を受けた場合、手術の種類に応じて入院給付金日額の 1 0 倍・2 0 倍・4 0 倍の手術給付金を支払います。		
生活習慣病入院特約	入院 5 日目から	日額 5, 0 0 0 円

◇ご契約内容

疾病入院給付金	1日目から日額	5,000円
災害入院給付金	1日目から日額	5,000円
手術給付金	1回につき	10万円
※約款所定の手術を受けた場合、手術給付金を支払います。		
死亡保険金		20万円

ア) 肺炎で入院の場合、病気の治療を目的とした場合は疾病として資料1の疾病入院特約と、資料2の疾病入院給付金の給付を受けることの出来る保険です。

- ・ 給付金額は、**疾病入院特約**では入院5日目からの給付ですので、30日の入院ですと、26日分で、日額5千円ですので、
26日×5千円13万円
- ・ **疾病入院給付金**は入院1日目より給付を受けられ、日額5千円です。
30日×5千円=15万円
13万円+15万円=18万円
従って、給付金合計は**18万円**

- ・ 次郎さんが現時点で、肺炎で30日間入院した場合（手術は受けていない）、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（ ア ）万円である。
- ・ 次郎さんが現時点で、初めてガン（悪性新生物）と診断され、治療のため42日間入院し、その間に約款所定の手術（給付倍率40倍）を1回受けた場合、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（ イ ）万円である。
- ・ 次郎さんが現時点で、交通事故で死亡（入院・手術なし）した場合、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（ ウ ）万円である。

※約款所定の手術は無配当定期保険特約付終身保険および終身医療保険ともに該当するものである。

イ） **ガン、脳卒中、急性心筋梗塞は三大疾病に該当します。**

三大疾病保証定期保険特約保険ではがん、急性心筋梗塞、脳卒中により、約款で定める所定の状態と医師に診断されたときに生前に、死亡・高度障害保険金が支払われる。

三大疾病特約付保険は保険金を**受け取った時点で契約は終了**し、その後に死亡しても**死亡保険金は支払われません。**

保険金を受け取らず、特定（3大）疾病以外の病気で死亡した場合でも、**死亡原因は問わず、死亡・高度障害保険金が支払われる。**

ガンは生活習慣病と認められているため、資料1からは、**三大疾病保証定期保険特約**、**生活習慣病入院特約**、その治療として**疾病入院特約**が給付されます。
資料2からは疾病入院給付金、手術給付金が支給されます。

◇ご契約内容

終身保険金額（主契約保険金額）			300万円
定期保険特約保険金額			2,000万円
三大疾病保障定期保険特約保険金額			1,000万円
傷害特約保険金額			500万円
災害入院特約	入院5日目から	日額	5,000円
疾病入院特約	入院5日目から	日額	5,000円
※約款所定の手術を受けた場合、手術の種類に応じて入院給付金日額の10倍・20倍・40倍の手術給付金を支払います。			
生活習慣病入院特約	入院5日目から	日額	5,000円

◇ご契約内容

疾病入院給付金	1日目から日額	5,000円
災害入院給付金	1日目から日額	5,000円
手術給付金	1回につき	10万円
※約款所定の手術を受けた場合、手術給付金を支払います。		
死亡保険金		20万円

従って、ガンで42日間の入院と給付倍率40倍の手術を1回受けた場合には、
資料1: 三大疾病1,000万円＋疾病入院特約38日×5千円＋生活習慣38日×5千円＋疾病入院給付42日×5千円＋手術5千円×40倍=1,058万円
資料2: 疾病入院給付42日×5千円＋手術給付10万円=31万円

支払われる給付金合計は**1,089万円**

- ・ 次郎さんが現時点で、肺炎で30日間入院した場合（手術は受けていない）、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（ ア ）万円である。
- ・ 次郎さんが現時点で、初めてガン（悪性新生物）と診断され、治療のため42日間入院し、その間に約款所定の手術（給付倍率40倍）を1回受けた場合、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（ イ ）万円である。
- ・ 次郎さんが現時点で、交通事故で死亡（入院・手術なし）した場合、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（ ウ ）万円である。

※約款所定の手術は無配当定期保険特約付終身保険および終身医療保険ともに該当するものである。

ウ) 交通事故で死亡した場合には資料1では、終身保険(被保険者が死亡か高度障害で支給)と定期保険(被保険者が死亡か高度障害で支給)、三大疾病(保険金を受け取らず、特定(3大)疾病以外の病気で死亡した場合、**死亡原因は問わず、死亡・高度障害保険金が支払われる。**)、傷害保険(通院・入院・手術・死亡)から給付金が支払われます。

資料2からは、死亡保険金の20万円が受け取れます。

終身300万円＋定期2,000万円＋三大1,000万円＋傷害500万円＋死亡20万円
=3,820万円

交通事故で死亡した場合には**3,820万円**支払われる。

◇ご契約内容

終身保険金額（主契約保険金額）			300万円
定期保険特約保険金額			2,000万円
三大疾病保障定期保険特約保険金額			1,000万円
傷害特約保険金額			500万円
災害入院特約	入院5日目から	日額	5,000円
疾病入院特約	入院5日目から	日額	5,000円
※約款所定の手術を受けた場合、手術の種類に応じて入院給付金日額の10倍・20倍・40倍の手術給付金を支払います。			
生活習慣病入院特約	入院5日目から	日額	5,000円

◇ご契約内容

疾病入院給付金	1日目から日額	5,000円
災害入院給付金	1日目から日額	5,000円
手術給付金	1回につき	10万円
※約款所定の手術を受けた場合、手術給付金を支払います。		
死亡保険金		20万円

問12

布施陽介さんが契約している終身保険(下記<資料>参照)に関する次の(ア)~(エ)の記述について、正しいものには○、誤っているものには×を解答欄に記入しなさい。

<資料：終身保険の契約内容>

保険契約者（保険料負担者）：布施 陽介

被保険者：布施 弘子（妻）

死亡保険金受取人：布施 貴裕（子）

(ア) 弘子さんが死亡して貴裕さんが受け取る死亡保険金は、相続税の課税対象となる。

(イ) 保険契約を解約して解約返戻金を陽介さんが一時金で受け取った場合、払込保険料との差益が一時所得として所得税の課税対象となる。

(ウ) 陽介さんが死亡して弘子さんに契約者変更をした場合、陽介さん死亡時の解約返戻金相当額が相続税の課税対象となる。

(エ) 毎年支払う保険料について、陽介さんは所得税の生命保険料控除を受けることができない。

【答え】

ア. 不適切×

・保険金を受け取る場合に、契約者、被保険者、受取人が誰なのかによって、課税される税金は異なります。

契約者、被保険者、受取人が異なる場合には、**贈与税**の課税対象です。

契約者	被保険者	保険金受取人	課税関係
A	A	B	相続税
A	B	A	所得税・住民税・一時所得
A	B	C	贈与税

イ. 適切○

自身が契約者で、解約返戻金も受け取る場合には**一時所得**の課税対象です。

契約者	被保険者	保険金受取人	課税関係
A	A	B	相続税
A	B	A	所得税・住民税・一時所得
A	B	C	贈与税

ウ. 適切○

保険契約者が死亡した場合、そのまま新しく契約者となり、契約を引き継ぐことは可能です。

契約者、被保険者が同一で受取人の異なる保険は**相続税**の課税対象です。

契約者	被保険者	保険金受取人	課税関係
A	A	B	相続税
A	B	A	所得税・住民税・一時所得
A	B	C	贈与税

エ. 不適切×

保険料負担者は生命保険控除を受けることが**可能**です。

問13

少額短期保険に関する次の記述の空欄(ア)~(エ)に入る語句の組み合わせとして、正しいものはどれか。

- ・ 少額短期保険業者が1人の被保険者から引き受ける保険金額の合計額は、低発生率保険を除き、原則として（ ア ）を超えてはならない。
- ・ 保険期間の上限は、生命保険・医療保険が1年、損害保険は（ イ ）である。
- ・ 保険料は、生命保険料控除・地震保険料控除の対象と（ ウ ）。
- ・ 少額短期保険業者が破綻した場合、契約者は保険契約者保護機構による保護の対象と（ エ ）。

1. (ア) 1,000万円 (イ) 3年 (ウ) ならない (エ) なる
2. (ア) 2,000万円 (イ) 3年 (ウ) なる (エ) なる
3. (ア) 1,000万円 (イ) 2年 (ウ) ならない (エ) ならない
4. (ア) 2,000万円 (イ) 2年 (ウ) なる (エ) ならない

【答え】

- ・ 少額短期保険業者が1人の被保険者から引き受ける保険金額の合計額は、低発生率保険を除き、原則として（ ア ）を超えてはならない。
- ・ 保険期間の上限は、生命保険・医療保険が1年、損害保険は（ イ ）である。
- ・ 保険料は、生命保険料控除・地震保険料控除の対象と（ ウ ）。
- ・ 少額短期保険業者が破綻した場合、契約者は保険契約者保護機構による保護の対象と（ エ ）。

1. (ア) 1,000万円 (イ) 3年 (ウ) ならない (エ) なる
2. (ア) 2,000万円 (イ) 3年 (ウ) なる (エ) なる
3. (ア) 1,000万円 (イ) 2年 (ウ) ならない (エ) ならない
4. (ア) 2,000万円 (イ) 2年 (ウ) なる (エ) ならない

少額短期保険は保険業のうち、保険金額が少額、保険期間が1年以内(損害保険の第二分野については2年)の保険で、保障性商品の引受のみを行う事業のことを少額短期保険業者と言います。

少額短期保険業者は、被保険者から引き受ける保険金の上限は1,000 万円以内。

生命保険料控除では保険期間5年未満のものは対象外です。
地震保険料控除も、地震保険契約を対象としていますので、いずれも対象外です。

保険会社は、保護機構の加入が義務付けられていますが、少額短期保険業者や共済は加入の義務はありません。

従って、正解は【3. (ア) 1,000万円 (イ) 2年 (ウ) ならない (エ) ならない】

問14

海外旅行傷害保険に関する次の(ア)~(エ)の記述について、保険金の支払い対象となるものには○、保険金の支払い対象とならないものには×を解答欄に記入しなさい。なお、携行品損害担保特約および賠償責任特約を付帯しているものとする。

(ア)海外旅行中に食べた料理が原因で細菌性食中毒を発症し、旅行中に入院をした。

(イ)海外旅行中に、観光地ですりに遭い、クレジットカードを盗まれた。

(ウ)海外旅行先のホテルに滞在中、不注意により客室の調度品を壊してしまい、ホテルから損害賠償を求められた。

(エ)海外旅行先から帰国し、空港から自宅へ帰る途中に駅の階段で転倒し、ケガを負った。

【答え】

海外旅行傷害保険は自宅から出国して、海外旅行中および帰国から自宅までの間に被った損害について補償されます。

従って、国内移動中に発生した事故による損害も、補償の対象となります。

※細菌性食中毒、地震、噴火、津波による傷害も補償の対象となる

ア. 適切○

海外旅行傷害保険は海外旅行中の細菌性食中毒も補償対象です。

イ. 不適切×

携行品損害担保特約では、補償価値の明確なもの(カメラ、バック、時計など)の盗難・破損等については上限額まで対象としますが、クレジットカードは対象外です。(ただし、紛失・盗難発生日より 60 日以内の不正使用があった場合には支払いを免除)

ウ. 適切○

賠償責任特約では、他人に怪我を負わせたり、他人の物を壊した場合の損害を補償します。

ホテル滞在中にホテルのものを壊してしまった場合でも補償対象です。

エ. 適切○

海外旅行傷害保険は国内移動中に発生した事故による損害も、補償の対象となります。

【第5問】 下記の(問15)~(問17)について解答しなさい。

問15

沼田慎吾さん(66歳)の2018年分の収入等が以下のとおりである場合、慎吾さんの2018年分の所得税における総所得金額として、正しいものはどれか。

＜2018年分の収入等＞

内容	金額
老齢厚生年金および企業年金（老齢年金）	320万円
生命保険の満期保険金	200万円

※老齢厚生年金および企業年金は、公的年金等控除額を控除する前の金額である。

※生命保険は保険期間30年の養老保険であり、保険契約者および満期保険金受取人は慎吾さんである。

保険料はすべて慎吾さんが負担し、総額は140万円である。なお、契約者配当については考慮しないこととする。

＜公的年金等控除額の速算表＞

納税者区分	公的年金等の収入金額	公的年金等控除額
65歳未満の者	130万円 未満	70万円
	130万円 以上 410万円 未満	収入金額×25%+ 37.5万円
	410万円 以上 770万円 未満	収入金額×15%+ 78.5万円
	770万円 以上	収入金額× 5%+155.5万円
65歳以上の者	330万円 未満	120万円
	330万円 以上 410万円 未満	収入金額×25%+ 37.5万円
	410万円 以上 770万円 未満	収入金額×15%+ 78.5万円
	770万円 以上	収入金額× 5%+155.5万円

1. $(320\text{万円} - 120\text{万円}) + (200\text{万円} - 140\text{万円} - 50\text{万円}) \times 1/2 = 205\text{万円}$
2. $(320\text{万円} - 120\text{万円}) + (200\text{万円} - 140\text{万円} - 50\text{万円}) = 210\text{万円}$
3. $(320\text{万円} - 120\text{万円}) + (200\text{万円} - 140\text{万円}) \times 1/2 = 230\text{万円}$
4. $(320\text{万円} - 120\text{万円}) + (200\text{万円} - 140\text{万円}) = 260\text{万円}$

【答え】

雑所得の計算は公的年金とその他の雑所得を分けて計算する。

公的年金等の雑所得…国民年金、厚生年金等の公的年金と国民年金基金、厚生年金基金、確定拠出年金等の年金

その他の雑所得…生命保険等の個人年金保険、講演料や作家以外の原稿料等
公的年金の雑所得の計算は収入から公的年金等控除を引いたものとなる。

公的年金の雑所得=収入額-公的年金等控除額

老齢厚生年金および企業年金:320 万円

公的年金等控除額は速算表より、

320万円-120万円=200万円

<公的年金等控除額の速算表>

納税者区分	公的年金等の収入金額	公的年金等控除額
65歳未満の者	130万円 未満	70万円
	130万円 以上 410万円 未満	収入金額×25%+ 37.5万円
	410万円 以上 770万円 未満	収入金額×15%+ 78.5万円
	770万円 以上	収入金額× 5%+155.5万円
65歳以上の者	330万円 未満	120万円
	330万円 以上 410万円 未満	収入金額×25%+ 37.5万円
	410万円 以上 770万円 未満	収入金額×15%+ 78.5万円
	770万円 以上	収入金額× 5%+155.5万円

生命保険の満期保険金は一時所得の課税対象となります。

一時所得の金額は、

一時所得に係る総収入金額－その収入を得るために支出した金額の合計額-特別控除50万円

※総所得金額に一時所得を算入する場合には1/2を算入する。

満期保険金は200万円で支出額は総額140万円です。

200万円-140万円-50万=10万円

200万円+10万円÷1/2=205万円

1. (320万円-120万円) + (200万円-140万円-50万円) × 1/2 = 205万円

2. (320万円-120万円) + (200万円-140万円-50万円) = 210万円

3. (320万円-120万円) + (200万円-140万円) × 1/2 = 230万円

4. (320万円-120万円) + (200万円-140万円) = 260万円

従って、正解は【1. (320万円-120万円) + (200万円-140万円-50万円) × 1/2 = 205万円】

問16

定年退職後にアルバイトを始めた米田さんの2018年分の収入は下記〈資料〉のとおりである。〈資料〉の空欄(ア)~(エ)にあてはまる所得の種類を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。

〈資料〉

所得の種類	収入等の内容	備考
(ア)	給与収入148万円	アルバイト先1ヵ所のみからの給与
(イ)	収益分配金10万円	追加型株式投資信託の普通分配金
(ウ)	老齢厚生年金収入288万円	老齢厚生年金
(エ)	受取保険金300万円	保険期間20年の養老保険の満期保険金 (保険契約者・保険料負担者は米田さん)

〈語群〉

- | | | | |
|---------|---------|----------|---------|
| 1. 利子所得 | 2. 配当所得 | 3. 不動産所得 | 4. 事業所得 |
| 5. 給与所得 | 6. 退職所得 | 7. 山林所得 | 8. 譲渡所得 |
| 9. 一時所得 | 10. 雑所得 | | |

【答え】

<資料>

所得の種類	収入等の内容	備考
(ア)	給与収入148万円	アルバイト先1ヵ所のみからの給与
(イ)	収益分配金10万円	追加型株式投資信託の普通分配金
(ウ)	老齢厚生年金収入288万円	老齢厚生年金
(エ)	受取保険金300万円	保険期間20年の養老保険の満期保険金 (保険契約者・保険料負担者は米田さん)

<語群>

- | | | | |
|---------|---------|----------|---------|
| 1. 利子所得 | 2. 配当所得 | 3. 不動産所得 | 4. 事業所得 |
| 5. 給与所得 | 6. 退職所得 | 7. 山林所得 | 8. 譲渡所得 |
| 9. 一時所得 | 10. 雑所得 | | |

ア) 給与収入は給与所得になります。

イ) 株式投資信託の普通分配金は配当所得となり、20.315%が源泉徴収されます。

(元本払戻金は非課税)

※公社債投資信託は利子所得

ウ) 老齢厚生年金や国民年金などは雑所得になります。

エ) 保険金を受け取る場合に、契約者、被保険者、受取人が誰なのかによって、課税される税金は異なります。

契約書と受取人が同一の場合には一時所得となります。

契約者	被保険者	保険金受取人	課税関係
A	A	B	相続税
A	B	A	所得税・住民税・一時所得
A	B	C	贈与税

従って、正解は【(ア)5. 給与所得 (イ)2. 配当所得 (ウ)10. 雑所得 (エ)9. 一時所得】

問17

退職所得に関する次の(ア)~(エ)の記述のうち、正しいものには○、誤っているものには×を解答欄に記入しなさい。なお、復興特別所得税については考慮しないものとする。

(ア)勤続年数20年超で退職した場合の退職所得控除額は、「40万円×勤続年数」により計算する。

(イ)退職所得控除額を計算する際の勤続年数に1年未満の端数があるときには、その端数は切り捨てて勤続年数には含めない。

(ウ)退職所得の金額は、原則として、退職一時金の額から退職所得控除額を控除した残額の2分の1に相当する額となる。

(エ)退職金の支給を受ける場合に「退職所得の受給に関する申告書」を退職金の支払者に適正に提出していれば、その退職金の支払いの際、退職所得の金額に応じた所得税額が源泉徴収される。

【答え】

ア) 不適切×

退職所得控除の計算で、勤続年数が20年以上あった場合の計算方法は、
70万円×（勤続年数 - 20年） + 800万円です。

・ 退職所得の計算方法

勤続年数	退職所得控除額
20年以下	40万×勤続年数（最低80万円）
20年超	70万円×（勤続年数 - 20年） + 800万円

* 勤続年数1年未満の端数は1年として切り上げます。

イ) 不適切×

退職所得控除の計算で、勤続年数が1年未満の端数は1年として切り上げます。（例えば勤続年数30年8か月なら31年として計算）

ウ) 適切○

退職所得の計算式は

$$(\text{退職収入} - \text{退職所得控除}) \times 1/2$$

エ) 適切○

「退職所得の受給に関する申告書」を提出した場合

適正な税額が源泉徴収されるため確定申告の必要がない

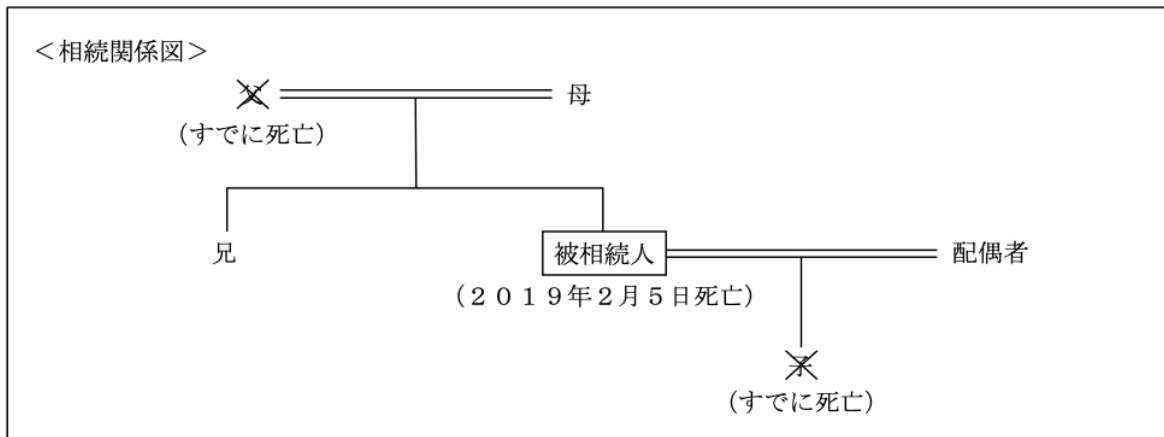
「退職所得の受給に関する申告書」を提出していない場合

退職金に対して一律20.42%の源泉徴収が行われるため、確定申告を行い適正な税額との差額を清算する必要がある。

【第6問】 下記の(問18)~(問21)について解答しなさい。

問18

下記<相続関係図>において、民法の規定に基づく法定相続分および遺留分に関する次の記述の空欄 (ア)~(ウ)に入る適切な語句または数値を語群の中から選び、解答欄に記入しなさい。なお、同じ語句または数値を何度選んでもよいこととする。



[各人の法定相続分と遺留分]

- ・ 被相続人の配偶者の法定相続分は (ア)。
- ・ 被相続人の兄の法定相続分は (イ)。
- ・ 被相続人の母の遺留分は (ウ)。

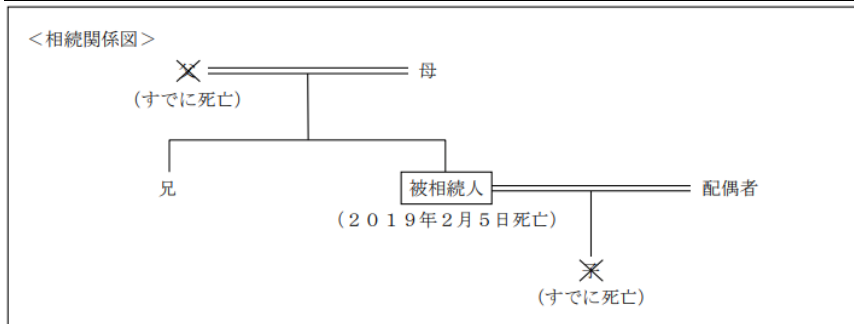
<語群>

なし	1/2	1/3	1/4	1/6
1/8	1/9	2/3	3/4	

【答え】

ア) 法定相続人では、配偶者は常に法定相続人であり、配偶者以外では、子→直系尊属→兄弟姉妹の順に、**相続人がいなかった場合に順位が移ります。**

配偶者のみ		相続分すべて		
順位	範囲	法定相続分	配偶者	配偶者なし
第1順位	子	1/2で均等分	1/2	すべてを均等
第2順位	直系尊属 父母・祖父母 の順	1/3で均等分	2/3	すべてを均等
第3順位	兄弟姉妹 第1, 第2がい ない	1/4で均等分	3/4	すべてを均等



資料では、子が既に死亡しているため、順位が直系尊属に移り、母がいるため、**配偶者2/3**、母1/3です。

イ) 仮に直系尊属がいなかった場合には兄弟姉妹が相続人となりますが、直系尊属の母がいるため、**兄弟姉妹である兄の法定相続分はありません。**

ウ) 遺留分とは相続人が最低限の受け取ることの出来る資産で、遺留分権利者が直系尊属(父母や祖父母等)のみの場合では $\frac{1}{3}$, それ以外では $\frac{1}{2}$ となっています。母の相続分は $\frac{1}{3}$ なので、遺留分は更に $\frac{1}{2}$ となり、 $\frac{1}{6}$ です。

<語群>				
なし	1 / 2	1 / 3	1 / 4	1 / 6
1 / 8	1 / 9	2 / 3	3 / 4	

従って、正解は【(ア)2/3 (イ)なし (ウ)1/6】

問19

香川寛さん(45歳)は、父(73歳)と叔父(70歳)から下記<資料>の贈与を受けた。寛さんの2018年分の贈与税額として、正しいものはどれか。なお、父からの贈与については、2017年から相続時精算課税制度の適用を受けている(適用要件は満たしている)。

<資料>

[2017年中の贈与]

父から贈与を受けた金銭の額：1,000万円

[2018年中の贈与]

父から贈与を受けた金銭の額：2,000万円

叔父から贈与を受けた金銭の額：500万円

※2017年中および2018年中に上記以外の贈与はないものとする。

※上記の贈与は、住宅取得等資金や結婚・子育てに係る資金の贈与ではない。

<贈与税の速算表>

(イ) 20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた財産の場合

基礎控除後の課税価格		税率	控除額
200万円 以下		10%	—
200万円 超	400万円 以下	15%	10万円
400万円 超	600万円 以下	20%	30万円
600万円 超	1,000万円 以下	30%	90万円
1,000万円 超	1,500万円 以下	40%	190万円
1,500万円 超	3,000万円 以下	45%	265万円
3,000万円 超	4,500万円 以下	50%	415万円
4,500万円 超		55%	640万円

(ロ) 上記(イ) 以外の場合

基礎控除後の課税価格		税率	控除額
200万円 以下		10%	—
200万円 超	300万円 以下	15%	10万円
300万円 超	400万円 以下	20%	25万円
400万円 超	600万円 以下	30%	65万円
600万円 超	1,000万円 以下	40%	125万円
1,000万円 超	1,500万円 以下	45%	175万円
1,500万円 超	3,000万円 以下	50%	250万円
3,000万円 超		55%	400万円

1. 1,310,000円
2. 1,485,000円
3. 1,530,000円
4. 1,850,000円

【答え】

贈与税では、暦年課税選択の場合、特例贈与財産として、**20歳以上の受贈者がその直系尊属(父母や祖父母))からの贈与**について特例税率の適用を受けられます。

また、相続時精算課税制度を選択した場合の贈与額は特別控除額2,500万円を控除し、その金額を超えた金額には一律20%乗じて計算されます。

この制度を利用したら暦年課税には戻れません。

ただし、この制度以外からの贈与者から贈与を受けた場合は暦年課税が適応されます。

[2017年中の贈与]

父から贈与を受けた金銭の額：1,000万円

[2018年中の贈与]

父から贈与を受けた金銭の額：2,000万円

叔父から贈与を受けた金銭の額：500万円

従って、相続時精算課税制度を選択した父からの贈与は2017年分と2018年の贈与額の合計が3,000万円となり、相続時精算課税制度の特別控除額2,500万円を500万円超えてしまいます。

従って20%を乗じます。

500万円×20%=100万円

叔父からの贈与では特例贈与財産の500万円から、暦年課税の基礎控除110万円が控除されますので、390万円。

速算表から

(ロ) 上記(イ)以外の場合

基礎控除後の課税価格		税率	控除額
200万円 以下		10%	—
200万円 超	300万円 以下	15%	10万円
300万円 超	400万円 以下	20%	25万円
400万円 超	600万円 以下	30%	65万円
600万円 超	1,000万円 以下	40%	125万円
1,000万円 超	1,500万円 以下	45%	175万円
1,500万円 超	3,000万円 以下	50%	250万円
3,000万円 超		55%	400万円

390万円×20%-25万円=53万円

父100万円+叔父53万円=153万円

従って、正解は【3. 1,530,000円】

問20

相続税における「小規模宅地等の評価減の特例」に関する下表の空欄(ア)~(ウ)にあてはまる数値の組み合わせとして、正しいものはどれか。

宅地等の区分	適用限度面積	減額割合
特定事業用宅地等	(ア) m ²	80%
特定同族会社事業用宅地等		
特定居住用宅地等	(イ) m ²	(ウ) %
貸付事業用宅地等	200 m ²	

1. (ア) 330 (イ) 240 (ウ) 60
2. (ア) 400 (イ) 330 (ウ) 50
3. (ア) 400 (イ) 330 (ウ) 60
4. (ア) 330 (イ) 240 (ウ) 50

【答え】

ア)特定事業用宅地等、特定同族会社事業用宅地等の適用限度面積は400m²です。

区分	要件	面積	割合	備考
特定居住用宅地	被相続人の居住用で、取得者が配偶者の親族	330m ²	80%	特定居住用と特定事業用の併用では730m ² まで適用可
特定事業用宅地	被相続人の事業用で、取得者が一定の親族	400m ²	80%	相続税申告まで事業を引き継ぐ
貸付事業用宅地	不動産貸付用の宅地 (賃貸マンション等)	200m ²	50%	相続税申告期限までに譲渡した場合は除く

宅地等の区分	適用限度面積	減額割合
特定事業用宅地等	(ア) m ²	80%
特定同族会社事業用宅地等		
特定居住用宅地等	(イ) m ²	(ウ) %
貸付事業用宅地等	200 m ²	

1. (ア) 330 (イ) 240 (ウ) 60
2. (ア) 400 (イ) 330 (ウ) 50
3. (ア) 400 (イ) 330 (ウ) 60
4. (ア) 330 (イ) 240 (ウ) 50

【答え】

イ) 特定居住用宅地等では、適用限度面積は330m²です。

区分	要件	面積	割合	備考
特定居住用宅地	被相続人の居住用で、取得者が配偶者の親族	330m ²	80%	特定居住用と特定事業用の併用では730m ² まで適用可
特定事業用宅地	被相続人の事業用で、取得者が一定の親族	400m ²	80%	相続税申告まで事業を引き継ぐ
貸付事業用宅地	不動産貸付用の宅地 (賃貸マンション等)	200m ²	50%	相続税申告期限までに譲渡した場合は除く

【答え】

ウ) 貸付事業用宅地の減額割合は50%です。

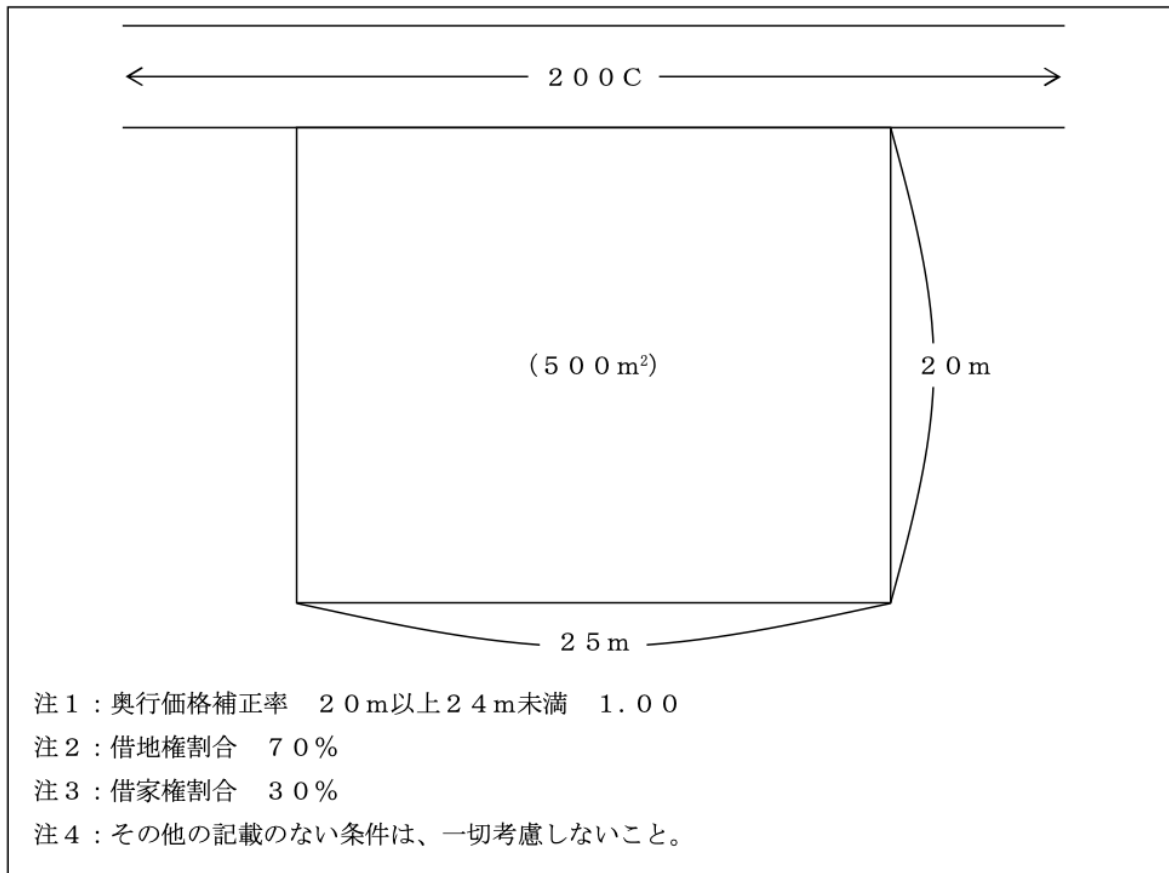
区分	要件	面積	割合	備考
特定居住用宅地	被相続人の居住用で、取得者が配偶者の親族	330m ²	80%	特定居住用と特定事業用の併用では730m ² まで適用可
特定事業用宅地	被相続人の事業用で、取得者が一定の親族	400m ²	80%	相続税申告まで事業を引き継ぐ
貸付事業用宅地	不動産貸付用の宅地 (賃貸マンション等)	200m ²	50%	相続税申告期限までに譲渡した場合は除く

従って、正解は【2. (ア) 400 (イ) 330 (ウ) 50】

問21

下記<資料>の土地に係る路線価方式による普通借地権の相続税評価額の計算式として、正しいものはどれか。

<資料>



1. $200 \text{ 千円} \times 1.00 \times 500 \text{ m}^2$
2. $200 \text{ 千円} \times 1.00 \times 500 \text{ m}^2 \times 70\%$
3. $200 \text{ 千円} \times 1.00 \times 500 \text{ m}^2 \times (1 - 70\%)$
4. $200 \text{ 千円} \times 1.00 \times 500 \text{ m}^2 \times (1 - 70\% \times 30\% \times 100\%)$

【答え】

- ・借地権の評価

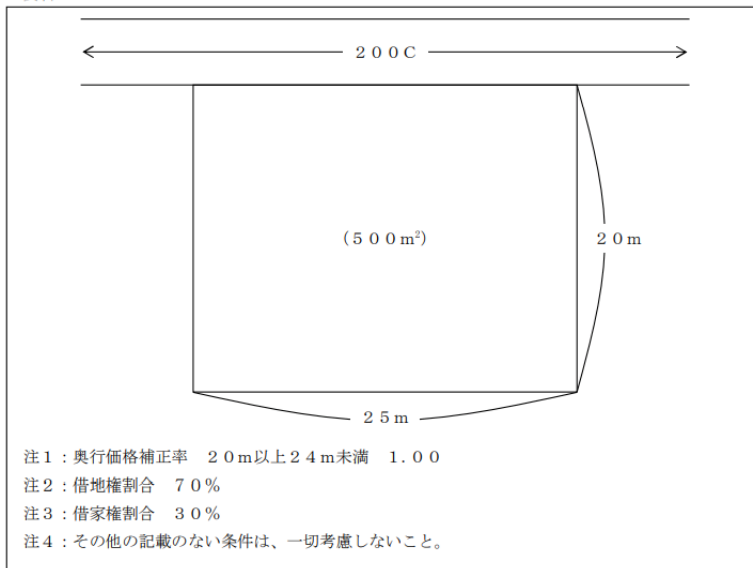
$$\text{借地権評価額} = \text{自用地評価額} \times \text{借地権割合}$$

・地積の一方が道路に面している場合の自用地評価額の求め方は
路線価方式の宅地の自用地評価額=路線価×奥行価格補正率×地積

- ・路線価の単位

路線価は千円単位で表され、アルファベットに借地権割合が割り当てられています。

<資料>



資料の200Cは200千円→20万円で借地権70%

アルファベット	A	B	C	D	E	F	G
借地権割合	90%	80%	70%	60%	50%	40%	30%

資料より、奥行き価格補正率1.00

$$\text{借地権評価額} = \text{自用地評価額} \times \text{借地権割合}$$

従って、自用地評価額200,000円×1.00×500m²×借地権70%

従って、正解は【2. 200,000円×1.00×500m²×70%】

【第7問】 下記の(問22)～(問24)について解答しなさい。

＜羽田家の家族データ＞

氏名	続柄	生年月日	備考
羽田 翔	本人	1986年10月17日	会社員
舞子	妻	1987年 6月22日	パートタイマー
凜太郎	長男	2012年 5月 1日	保育園児
ことみ	長女	2014年11月23日	保育園児

＜羽田家のキャッシュフロー表＞

(単位：万円)

経過年数			基準年	1年	2年	3年	4年
西暦（年）			2018	2019	2020	2021	2022
家族構成／ 年齢	羽田 翔	本人	32歳	33歳	34歳	35歳	36歳
	舞子	妻	31歳	32歳	33歳	34歳	35歳
	凜太郎	長男	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳
	ことみ	長女	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳
ライフイベント				凜太郎 小学校入学		ことみ 小学校入学	
収入	給与収入（夫）	1%	462				
	給与収入（妻）	0%	70	70	70	90	90
	収入合計	—	532	537	541		571
支出	基本生活費	1%	196			(ア)	204
	住居費	—	142	142	142	142	142
	教育費	—	37		55		
	保険料	—	28	28	28		
	一時的支出	—					
	その他支出	1%	24	24	24	25	25
	支出合計	—	427		449		473
年間収支			—		92	87	
金融資産残高			1%	496		772	(イ)

※年齢および金融資産残高は各年12月31日現在のものとし、2018年を基準年とする。

※給与収入は可処分所得で記載している。

※記載されている数値は正しいものとする。

※問題作成の都合上、一部を空欄としている。

問22

羽田家のキャッシュフロー表の空欄(ア)に入る数値を計算しなさい。なお、計算過程においては端数処理をせず計算し、計算結果については万円未満を四捨五入すること。

【答え】

＜羽田家のキャッシュフロー表＞

(単位：万円)

経過年数			基準年	1年	2年	3年	4年
西暦(年)			2018	2019	2020	2021	2022
家族構成／ 年齢	羽田 翔	本人	32歳	33歳	34歳	35歳	36歳
	舞子	妻	31歳	32歳	33歳	34歳	35歳
	凜太郎	長男	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳
	ことみ	長女	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳
ライフイベント				凜太郎 小学校入学		ことみ 小学校入学	
			変動率				
収入	給与収入(夫)	1%	462				
	給与収入(妻)	0%	70	70	70	90	90
	収入合計	—	532	537	541		571
支出	基本生活費	1%	196			(ア)	204
	住居費	—	142	142	142	142	142
	教育費	—	37		55		
	保険料	—	28	28	28		
	一時的支出	—					
	その他支出	1%	24	24	24	25	25
	支出合計	—	427		449		473
年間収支			—		92	87	
金融資産残高			1%	496		772	(イ)

ア)資料より、基本生活費は基準年196万円、変動率1%

3年後の基本生活費を求めるには年利1%を3年間複利計算することで求めます。

複利計算の計算式

元金×(1+利率)^{N乗}

196万円×(1+1%)³

※電卓での計算は、まず(1+0.01)を計算し1.01。×を2回＝を年数-1回

1.01××＝1.030301

1,960,000×1.030301=2,019,389

問題文の記述より万円未満を四捨五入により、202万円

従って、正解は【ア. 202万円】

問23

羽田家のキャッシュフロー表の空欄(イ)に入る数値を計算しなさい。なお、計算過程においては端数処理をせず計算し、計算結果については万円未満を四捨五入すること。

【答え】

＜羽田家のキャッシュフロー表＞

(単位：万円)

経過年数			基準年	1年	2年	3年	4年
西暦(年)			2018	2019	2020	2021	2022
家族構成／ 年齢	羽田 翔	本人	32歳	33歳	34歳	35歳	36歳
	舞子	妻	31歳	32歳	33歳	34歳	35歳
	凜太郎	長男	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳
	ことみ	長女	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳
ライフイベント				凜太郎 小学校入学		ことみ 小学校入学	
			変動率				
収入	給与収入(夫)	1%	462				
	給与収入(妻)	0%	70	70	70	90	90
	収入合計	—	532	537	541		571
支出	基本生活費	1%	196			(ア)	204
	住居費	—	142	142	142	142	142
	教育費	—	37		55		
	保険料	—	28	28	28		
	一時的支出	—					
	その他支出	1%	24	24	24	25	25
	支出合計	—	427		449		473
年間収支			—		92	87	
金融資産残高			1%	496		772	(イ)

イの前年の金融資産残高を変動率で計算し、4年後の年間収支と合算させます。

まず変動率をかけた1年後の金融資産残高

複利計算の計算式

元金×(1+利率)^{N乗}

772万円×(1+1%)=7,797,200円

年間収支は収入-支出ですので、

571万円-473万円=98万円

合算すると

7,797,200円+98,000円=8,777,200円

ですので、問題文の記述より万円未満は四捨五入とし、878万円

従って、正解は【イ. 878万円】

問24

キャッシュフロー表を作成するうえでは、収入や支出などの変動率、金融資産の運用利回りの予測が重要である。運用利回り等の変動に影響を与える要因についての次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 変動金利型住宅ローンの適用金利は、短期プライムレートを基準にする金融機関が主流である。
2. 公的年金の老齢給付におけるマクロ経済スライドにおいて、給付水準の調整に用いられるのは物価の変動のみである。
3. 消費者物価指数の算出では、消費税率の引上げがあっても増税分を差し引いて計算し、結果に影響しないようになっている。
4. 為替が円安になると、輸入物価を引き下げる要因となり得る。

【答え】

1. 適切

プライムレートとは、業績の良い最優良の企業に対して、銀行が融資する際の最優遇貸出金利のことで、1年以内のものを短期、1年以上のものを長期とします。
住宅ローンの変動金利は、この短期プライムレートと連動し、一般的には「プライムレート×1%」となります。

2. 不適切

マクロ経済スライドは、公的年金の被保険者となっている現役世代の減少率と、平均寿命の伸びといった社会情勢に合わせて、毎年の年金額を調整する仕組みです。

3. 不適切

消費者物価指数の算出には、消費税も含まれます。
従って、増税することで消費者物価指数も上昇します。

4. 不適切

為替が円安の場合には、円安・外貨高となっており、円の価値が低いため輸入物価は引き上がります。

従って、正解は【1】

【第8問】 下記の(問25)~(問27)について解答しなさい。

下記の係数早見表を乗算で使用し、各問について計算しなさい。なお、税金は一切考慮しないこととし、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

[係数早見表 (年利1.0%)]

	終価係数	現価係数	減債基金係数	資本回収係数	年金終価係数	年金現価係数
1年	1.010	0.990	1.000	1.010	1.000	0.990
2年	1.020	0.980	0.498	0.508	2.010	1.970
3年	1.030	0.971	0.330	0.340	3.030	2.941
4年	1.041	0.961	0.246	0.256	4.060	3.902
5年	1.051	0.951	0.196	0.206	5.101	4.853
6年	1.062	0.942	0.163	0.173	6.152	5.795
7年	1.072	0.933	0.139	0.149	7.214	6.728
8年	1.083	0.923	0.121	0.131	8.286	7.652
9年	1.094	0.914	0.107	0.117	9.369	8.566
10年	1.105	0.905	0.096	0.106	10.462	9.471
15年	1.161	0.861	0.062	0.072	16.097	13.865
20年	1.220	0.820	0.045	0.055	22.019	18.046
25年	1.282	0.780	0.035	0.045	28.243	22.023
30年	1.348	0.742	0.029	0.039	34.785	25.808

※記載されている数値は正しいものとする。

問25

三上さんは、独立開業の準備資金として、7年後に1,000万円を準備したいと考えている。7年間、年利1.0%で複利運用する場合、現在いくら資金があればよいか。

【答え】

一定期間後に一定金額に達するために必要な元本を求めるには、現価係数を用います。

現価係数

目標額×現価係数=必要な元金

問題では7年後に1,000万円を用意するには現在いくら必要か。

1,000万円×0.933=933万円

下記の係数早見表を乗算で使用し、各問について計算しなさい。なお、税金は一切考慮しないこととし、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

[係数早見表 (年利1.0%)]

	終価係数	現価係数	減債基金係数	資本回収係数	年金終価係数	年金現価係数
1年	1.010	0.990	1.000	1.010	1.000	0.990
2年	1.020	0.980	0.498	0.508	2.010	1.970
3年	1.030	0.971	0.330	0.340	3.030	2.941
4年	1.041	0.961	0.246	0.256	4.060	3.902
5年	1.051	0.951	0.196	0.206	5.101	4.853
6年	1.062	0.942	0.163	0.173	6.152	5.795
7年	1.072	0.933	0.139	0.149	7.214	6.728
8年	1.083	0.923	0.121	0.131	8.286	7.652
9年	1.094	0.914	0.107	0.117	9.369	8.566
10年	1.105	0.905	0.096	0.106	10.462	9.471
15年	1.161	0.861	0.062	0.072	16.097	13.865
20年	1.220	0.820	0.045	0.055	22.019	18.046
25年	1.282	0.780	0.035	0.045	28.243	22.023
30年	1.348	0.742	0.029	0.039	34.785	25.808

※記載されている数値は正しいものとする。

従って、正解は【9,330,000円】

問26

小山さんは、自宅のリフォーム費用500万円をリフォームローンを利用して返済しようと考えている。今後5年間、年利1.0%で毎年借入応当日に元利均等返済をする場合、毎年の返済額はいくらになるか。

【答え】

現在の一定額を一定期間で取崩した場合の毎年の返済額を求めるには資本回収係数を用います。

元金×資本回収係数=毎年の返済額

問題では500万円を複利運用しながら、5年で返済していく場合の毎年の返済額

500万円×0.206=103万円

下記の係数早見表を乗算で使用し、各問について計算しなさい。なお、税金は一切考慮しないこととし、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

[係数早見表 (年利1.0%)]

	終価係数	現価係数	減債基金係数	資本回収係数	年金終価係数	年金現価係数
1年	1.010	0.990	1.000	1.010	1.000	0.990
2年	1.020	0.980	0.498	0.508	2.010	1.970
3年	1.030	0.971	0.330	0.340	3.030	2.941
4年	1.041	0.961	0.246	0.256	4.060	3.902
5年	1.051	0.951	0.196	0.206	5.101	4.853
6年	1.062	0.942	0.163	0.173	6.152	5.795
7年	1.072	0.933	0.139	0.149	7.214	6.728
8年	1.083	0.923	0.121	0.131	8.286	7.652
9年	1.094	0.914	0.107	0.117	9.369	8.566
10年	1.105	0.905	0.096	0.106	10.462	9.471
15年	1.161	0.861	0.062	0.072	16.097	13.865
20年	1.220	0.820	0.045	0.055	22.019	18.046
25年	1.282	0.780	0.035	0.045	28.243	22.023
30年	1.348	0.742	0.029	0.039	34.785	25.808

※記載されている数値は正しいものとする。

従って、正解は【1,030,000円】

問27

吉田さんは、老後の生活資金の一部として、毎年年末に100万円を受け取りたいと考えている。受取期間を25年間とし、年利1.0%で複利運用をする場合、受取り開始時にいくら資金があればよいか。

【答え】

将来の一定期間にわたって一定金額を受取るために必要な元本を求めるには年金現価係数を用います。

毎年の目標額×年金現価係数=必要な元金

問題では、毎年100万円を25年間取り崩す場合に必要な元金。

100万円×22.023=22,023,000円

下記の係数早見表を乗算で使用し、各問について計算しなさい。なお、税金は一切考慮しないこととし、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

[係数早見表（年利1.0%）]

	終価係数	現価係数	減債基金係数	資本回収係数	年金終価係数	年金現価係数
1年	1.010	0.990	1.000	1.010	1.000	0.990
2年	1.020	0.980	0.498	0.508	2.010	1.970
3年	1.030	0.971	0.330	0.340	3.030	2.941
4年	1.041	0.961	0.246	0.256	4.060	3.902
5年	1.051	0.951	0.196	0.206	5.101	4.853
6年	1.062	0.942	0.163	0.173	6.152	5.795
7年	1.072	0.933	0.139	0.149	7.214	6.728
8年	1.083	0.923	0.121	0.131	8.286	7.652
9年	1.094	0.914	0.107	0.117	9.369	8.566
10年	1.105	0.905	0.096	0.106	10.462	9.471
15年	1.161	0.861	0.062	0.072	16.097	13.865
20年	1.220	0.820	0.045	0.055	22.019	18.046
25年	1.282	0.780	0.035	0.045	28.243	22.023
30年	1.348	0.742	0.029	0.039	34.785	25.808

※記載されている数値は正しいものとする。

従って、正解は【22,023,000円】

【第9問】 下記の(問28)～(問34)について解答しなさい。

<設例>

野村政彦さんは、民間企業に勤務する会社員である。政彦さんと妻の泰子さんは、今後の資産形成や家計の見直しなどについて、FPで税理士でもある榎田さんに相談をした。なお、下記のデータはいずれも2019年4月1日現在のものである。

[家族構成]

氏名	続柄	生年月日	年齢	職業等
野村 政彦	本人	1973年 8月 31日	45歳	会社員（正社員）
泰子	妻	1974年11月 9日	44歳	パートタイマー
健斗	長男	2001年 9月 3日	17歳	高校生
悠斗	二男	2004年 6月 8日	14歳	中学生

[収入金額（2018年）]

政彦さん：給与収入750万円。給与収入以外の収入はない。

泰子さん：給与収入100万円。給与収入以外の収入はない。

[金融資産（時価）]

・ 政彦さん名義

銀行預金（普通預金）：150万円

銀行預金（定期預金）：200万円

・ 泰子さん名義

銀行預金（普通預金）：20万円

銀行預金（定期預金）：30万円

[住宅ローン]

契約者：政彦さん

借入先：GY銀行

借入時期：2008年6月

借入金額：4,000万円

返済方法：元利均等返済（ボーナス返済なし）

金利：固定金利型

返済期間：35年間

[保険]

定期保険A：保険金額2,000万円。保険契約者（保険料負担者）および被保険者は政彦さん。

低解約返戻金型終身保険B：保険金額300万円。保険契約者（保険料負担者）および被保険者は政彦さん。

火災保険C：保険金額1,500万円。保険の目的は建物、保険契約者は政彦さん。保険期間35年。

問28

政彦さんは、現在居住している自宅の住宅ローン(全期間固定金利、返済期間35年、元利均等返済、ボーナス返済なし)の繰上げ返済を検討しており、FPの榎田さんに繰上げ返済について質問をした。 政彦さんが住宅ローンを132回返済後に、100万円以内で期間短縮型の繰上げ返済をする場合、この繰上げ返済により短縮される返済期間として、正しいものはどれか。なお、計算に当たっては、下記〈資料〉を使用し、繰上げ返済額は100万円を超えない範囲での最大額とすること。また、繰上げ返済に伴う手数料等は考慮しないものとする。

〈資料：野村家の住宅ローンの償還予定表の一部〉

返済回数 (回)	毎月返済額 (円)	うち元金 (円)	うち利息 (円)	残高 (円)
131	153,940	74,624	79,316	31,651,627
132	153,940	74,811	79,129	31,576,816
133	153,940	74,998	78,942	31,501,818
134	153,940	75,186	78,754	31,426,632
135	153,940	75,373	78,567	31,351,259
136	153,940	75,562	78,378	31,275,697
137	153,940	75,751	78,189	31,199,946
138	153,940	75,940	78,000	31,124,006
139	153,940	76,130	77,810	31,047,876
140	153,940	76,320	77,620	30,971,556
141	153,940	76,511	77,429	30,895,045
142	153,940	76,702	77,238	30,818,343
143	153,940	76,894	77,046	30,741,449
144	153,940	77,086	76,854	30,664,363
145	153,940	77,279	76,661	30,587,084
146	153,940	77,472	76,468	30,509,612
147	153,940	77,666	76,274	30,431,946
148	153,940	77,860	76,080	30,354,086
149	153,940	78,055	75,885	30,276,031
150	153,940	78,250	75,690	30,197,781

1. 6ヵ月
2. 1年0ヵ月
3. 1年1ヵ月
4. 1年2ヵ月

【答え】

住宅ローンの繰り上げ返済の方法には「返済額軽減型」と「期間短縮型」があります。

返済額軽減型…繰り上げ返済した金額により、毎月の返済額が均等に安くなるが、返済期間は変わらない。

期間短縮型…繰り上げ返済した金額により、毎月の返済額は変わらないが、返済期間を短くする。

問題では132回後に期間短縮型の繰り上げ返済をする。

100万円以内の返済だと132回時の残高31,576,816円-1,000,000円=30,576,816円以内となる。

資料から、30,576,816円以内に収まるのは145回時が残高30,587,084円で100万円以内に収まっている。

従って短縮される期間は145-132=13回

<資料：野村家の住宅ローンの償還予定表の一部>

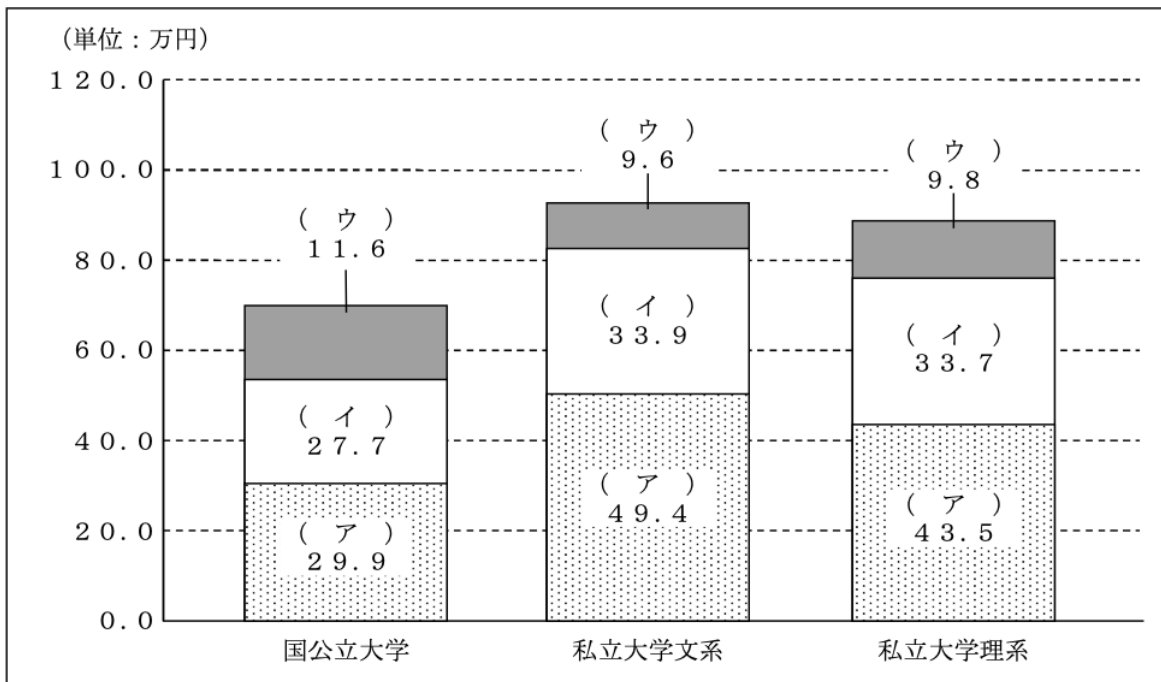
返済回数 (回)	毎月返済額 (円)	うち元金 (円)	うち利息 (円)	残高 (円)
131	153,940	74,624	79,316	31,651,627
132	153,940	74,811	79,129	31,576,816
133	153,940	74,998	78,942	31,501,818
134	153,940	75,186	78,754	31,426,632
135	153,940	75,373	78,567	31,351,259
136	153,940	75,562	78,378	31,275,697
137	153,940	75,751	78,189	31,199,946
138	153,940	75,940	78,000	31,124,006
139	153,940	76,130	77,810	31,047,876
140	153,940	76,320	77,620	30,971,556
141	153,940	76,511	77,429	30,895,045
142	153,940	76,702	77,238	30,818,343
143	153,940	76,894	77,046	30,741,449
144	153,940	77,086	76,854	30,664,363
145	153,940	77,279	76,661	30,587,084
146	153,940	77,472	76,468	30,509,612
147	153,940	77,666	76,274	30,431,946
148	153,940	77,860	76,080	30,354,086
149	153,940	78,055	75,885	30,276,031
150	153,940	78,250	75,690	30,197,781

従って、正解は【3. 1年1ヵ月】

問29

政彦さんは、健斗さんの大学受験を控え、大学の入学に係る費用等についてFPの榎田さんに質問をした。榎田さんが大学の入学費用について説明する際に使用した下記<資料>の空欄(ア)~(ウ)にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。なお、学校納付金とは、入学金、寄付金、学校債など、入学時に学校に支払った費用をいう。また、受験費用とは、受験料および受験のための交通費・宿泊費で、受験したすべての学校・学部に係るものをいう。

<資料：国公立・私立別にみた入学費用（子ども1人当たりの費用）>



(出所：日本政策金融公庫「教育費負担の実態調査結果（2017年度）」を基に作成)

1. (ア) 学校納付金 (イ) 入学しなかった学校への納付金 (ウ) 受験費用
 2. (ア) 受験費用 (イ) 入学しなかった学校への納付金 (ウ) 学校納付金
3. (ア) 学校納付金 (イ) 受験費用 (ウ) 入学しなかった学校への納付金
4. (ア) 受験費用 (イ) 学校納付金 (ウ) 入学しなかった学校への納付金

【答え】

ア)一番負担の大きいアには、学校納付金です。

私立大学では学校への施設整備費等の負担もあるため、国公立校に比べて高くなります。

イ)イには受験費用が適切で、私立大学のほうが国公立校よりも高いです。

ウ)ウには入学しなかった学校への納付金となり、国公立校合格者が私立高へ支払う金額が高いため、国公立のほうが大きくなります。

従って、正解は【3. (ア) 学校納付金 (イ) 受験費用 (ウ) 入学しなかった学校への納付金】

問30

政彦さんは、健斗さんの大学進学を控えて奨学金や教育ローンに関心を持ち、FPの榎田さんに質問をした。榎田さんが日本学生支援機構の奨学金および日本政策金融公庫の教育一般貸付(国の教育ローン)について説明する際に使用した下表の空欄(ア)~(ウ)にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

	日本学生支援機構の貸与型奨学金	日本政策金融公庫の教育一般貸付
貸付(貸与)対象者	(ア)	主に学生・生徒の保護者
申込み時期	決められた募集期間内	(イ)
資金の受取り方	毎月定額	一括
貸付可能額(貸与額)	[第一種奨学金] 月額2万円、3万円、4.5万円から 選択(国公立大学、自宅通学の場合) [第二種奨学金] 月額2万円から12万円(1万円単位)	子ども1人当たり(ウ)以内 ※一定の要件を満たす留学は450万円以内

1. (ア) 主に学生・生徒の保護者 (イ) いつでも可能 (ウ) 300万円
2. (ア) 学生・生徒本人 (イ) いつでも可能 (ウ) 350万円
3. (ア) 学生・生徒本人 (イ) 決められた募集期間内 (ウ) 300万円
4. (ア) 主に学生・生徒の保護者 (イ) 決められた募集期間内 (ウ) 350万円

【答え】

ア) 日本学生支援機構の貸与型奨学金の貸付対象者は学生・生徒本人です。
申し込み時期は、年度ごとに決められた時期で、学校を通して申し込みます。

イ) 日本学生支援機構の貸与型奨学金と比べ、日本政策金融公庫の教育一般貸付では、申し込み時期はいつでも可能です。

ウ) 日本政策金融公庫の教育一般貸付の融資限度額は、学生・生徒1人につき 350 万円（1年以上の海外留学の場合は 450 万円）以内です。

従って、正解は【2. （ア）学生・生徒本人 （イ） いつでも可能 （ウ） 350 万円】

問31

政彦さんは、つみたてNISA(非課税累積投資契約に係る少額投資非課税制度)とiDeCo(個人型確定拠出年金)についてFPの榎田さんに質問をした。榎田さんがつみたてNISAとiDeCoの概要を説明する際に使用した下表の空欄(ア)~(ウ)に入る適切な数値を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。

<つみたてNISAとiDeCoの概要>

	つみたてNISA	iDeCo
制度の概要	つみたてNISA口座での金融商品の運用益・配当金等の収益が非課税となる制度	自分専用の年金口座に加入者が選択した金融商品で年金原資を積み立て、将来受け取る制度
年間拠出限度額	新規投資額で毎年（ア）万円	公務員14.4万円、自営業者81.6万円など、加入者の区分によって異なる
税制	- 所得控除の適用はない - 最長（イ）年間、運用益が非課税	- 掛金全額が所得控除の対象となる - 運用益は非課税 - 受取り方法により、退職所得控除または公的年金等控除が適用される
運用対象	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託、ETF	定期預金、生命保険、投資信託等
運用資金の引出し	いつでも引出し可	原則（ウ）歳までは引出しができない

<語群>

1. 20 2. 30 3. 40 4. 50 5. 60
6. 65 7. 70 8. 80 9. 100 10. 120

【答え】

<つみたてNISAとiDeCoの概要>

	つみたてNISA	iDeCo
制度の概要	つみたてNISA口座での金融商品の運用益・配当金等の収益が非課税となる制度	自分専用の年金口座に加入者が選択した金融商品で年金原資を積み立て、将来受け取る制度
年間拠出限度額	新規投資額で毎年（ア）万円	公務員14.4万円、自営業者81.6万円など、加入者の区分によって異なる
税制	- 所得控除の適用はない - 最長（イ）年間、運用益が非課税	- 掛金全額が所得控除の対象となる - 運用益は非課税 - 受取り方法により、退職所得控除または公的年金等控除が適用される
運用対象	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託、ETF	定期預金、生命保険、投資信託等
運用資金の引出し	いつでも引出し可	原則（ウ）歳までは引出しができない

<語群>

1. 20 2. 30 3. 40 4. 50 5. 60
6. 65 7. 70 8. 80 9. 100 10. 120

【答え】

ア.イ) つみたてNISAでは年間投資上限は**40万円**、非課税期間は**20年**です。

名称	年間投資上限	非課税期間	対象年齢
NISA	120万円	5年	20歳以上
ジュニアNISA	80万円	5年	20歳未満
つみたてNISA	40万円	20年	20歳以上

<つみたてNISAとiDeCoの概要>

	つみたてNISA	iDeCo
制度の概要	つみたてNISA口座での金融商品の運用益・配当金等の収益が非課税となる制度	自分専用の年金口座に加入者が選択した金融商品で年金原資を積み立て、将来受け取る制度
年間拠出限度額	新規投資額で毎年（ア）万円	公務員14.4万円、自営業者81.6万円など、加入者の区分によって異なる
税制	・ 所得控除の適用はない ・ 最長（イ）年間、運用益が非課税	・ 掛金全額が所得控除の対象となる ・ 運用益は非課税 ・ 受取り方法により、退職所得控除または公的年金等控除が適用される
運用対象	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託、ETF	定期預金、生命保険、投資信託等
運用資金の引出し	いつでも引出し可	原則（ウ）歳までは引出しができない

<語群>

1. 20 2. 30 3. 40 4. 50 5. 60
6. 65 7. 70 8. 80 9. 100 10. 120

【答え】

ウ) 個人型確定拠出年金（iDeCo）では、通算の加入期間が10年以上ある人は60歳以降、老齢給付を受けられます。ただし70歳までに受給を開始しなければなりません。

従って、正解は【(ア)3. 40 (イ)1. 20 (ウ)5. 60】

問32

泰子さんは、政彦さんが死亡した場合の公的年金の遺族給付について、FPの榎田さんに相談をした。仮に政彦さんが、2019年10月に46歳で在職中に死亡した場合に、政彦さんの死亡時点において 泰子さんが受け取ることができる公的年金の遺族給付の額として、正しいものはどれか。なお、遺族給付の額の計算に当たっては、下記<資料>の金額を使用することとする。

<資料>

遺族厚生年金の額：600,000円

中高齢寡婦加算額：584,500円

遺族基礎年金の額：779,300円

遺族基礎年金の子の加算額（対象の子1人当たり）

第1子・第2子：224,300円

第3子以降：74,800円

※政彦さんは、20歳から大学卒業まで国民年金に加入し、大学卒業後の22歳から死亡時まで継続して厚生年金保険に加入しているものとする。

※家族に障害者に該当する者はなく、記載以外の遺族給付の受給要件はすべて満たしている。

1. 600,000円
2. 1,184,500円
3. 1,603,600円
4. 1,827,900円

【答え】

・遺族基礎年金の支給要件は、被保険者または老齢基礎年金の受給資格期間が25年以上ある者が死亡したとき、死亡した者によって生計を維持されていた、子のある配偶者・子へ支給

※子：18歳到達年度の末日(3月31日)を経過していない子
20歳未満で障害年金の障害等級1級または2級の子
かつ未婚。

また、遺族厚生年金は、遺族厚生年金に上乗せして受け取れるもので、厚生年金保険の被保険者が死亡した場合に受け取れます。

受給できる遺族の範囲は、妻、子、孫、および55歳以上の夫、父母、祖父母となっていて、受給者がいない場合に順位が移動する。

・遺族厚生年金の額は、死亡した者の厚生年金保険の被保険者期間を基礎として計算した老齢厚生年金の報酬比例部分の額の4分の3ですが、その被保険者期間が300月(25年)未満の場合、300月とみなして計算します。

・厚生年金保険の被保険者である夫が死亡し、子のない40歳以上から65歳になる前(中高齢の時期)までの妻の遺族厚生年金には、中高齢寡婦加算額(有期年金)が加算支給されます。

問題では、政彦さんは20歳から大学卒業まで国民年金に加入し、大学卒業後の22歳から死亡時まで継続して厚生年金保険に加入と記述。(保険料納付済み期間26年)

【家族構成】

氏名	続柄	生年月日	年齢	職業等
野村 政彦	本人	1973年 8月 31日	45歳	会社員(正社員)
泰子	妻	1974年11月 9日	44歳	パートタイマー
健斗	長男	2001年 9月 3日	17歳	高校生
悠斗	二男	2004年 6月 8日	14歳	中学生

従って、遺族基礎年金の要件を満たしているため、子と配偶者へ遺族基礎年金が支給されます。

遺族厚生年金も支給対象です。

子がいるため、中高齢寡婦加算の支給はありません。

資料から、

<資料>

遺族厚生年金の額：600,000円

中高齢寡婦加算額：584,500円

遺族基礎年金の額：779,300円

遺族基礎年金の子の加算額（対象の子1人当たり）

第1子・第2子：224,300円

第3子以降：74,800円

※政彦さんは、20歳から大学卒業まで国民年金に加入し、大学卒業後の22歳から死亡時まで継続して厚生年金保険に加入しているものとする。

※家族に障害者に該当する者はなく、記載以外の遺族給付の受給要件はすべて満たしている。

1. 600,000円
2. 1,184,500円
3. 1,603,600円
4. 1,827,900円

遺族基礎年金779,300円＋子224,300×2人＋遺族厚生年金600,000円＝1,827,900円

従って、正解は【4. 1,827,900円】

問33

政彦さんの弟の哲也さんは、妻が育児休業中であることから、育児・介護休業法に基づく育児休業等期間中の社会保険料の免除について、FPの榎田さんに質問をした。育児休業等期間中の社会保険料の免除に関する次の記述の空欄(ア)~(ウ)に入る適切な語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。なお、哲也さんの妻は会社員であり、全国健康保険協会管掌健康保険(協会けんぽ)の被保険者および厚生年金保険の被保険者である。

「育児・介護休業法による満（ ア ）未満の子を養育するための育児休業等期間に係る健康保険・厚生年金保険の保険料は、被保険者から育児休業等取得の申出があった場合に、その育児休業等をしている被保険者の勤務先の事業主が日本年金機構に申し出ることにより、（ イ ）免除されます。申出は、事業主が育児休業等取得者申出書を日本年金機構へ提出することにより行います。なお、この免除期間は、被保険者の年金額を計算する際は、（ ウ ）として扱われます。」

<語群>

- | | | |
|----------------|---------------------|-------|
| 1. 1歳 | 2. 2歳 | 3. 3歳 |
| 4. 被保険者の負担分のみが | 5. 被保険者・事業主の両方の負担分が | |
| 6. 保険料の未納期間 | 7. 保険料を納めた期間 | |

【答え】

「育児・介護休業法による満（ ア ）未満の子を養育するための育児休業等期間に係る健康保険・厚生年金保険の保険料は、被保険者から育児休業等取得の申出があった場合に、その育児休業等をしている被保険者の勤務先の事業主が日本年金機構に申し出ることにより、（ イ ）免除されます。申出は、事業主が育児休業等取得者申出書を日本年金機構へ提出することにより行います。なお、この免除期間は、被保険者の年金額を計算する際は、（ ウ ）として扱われます。」

<語群>

- | | | |
|----------------|---------------------|-------|
| 1. 1歳 | 2. 2歳 | 3. 3歳 |
| 4. 被保険者の負担分のみが | 5. 被保険者・事業主の両方の負担分が | |
| 6. 保険料の未納期間 | 7. 保険料を納めた期間 | |

育児休業等をしている被保険者に係る厚生年金保険の保険料では、育児・介護休業法による満3歳未満の子を養育するための育児休業等期間について、健康保険・厚生年金保険の保険料は、事業主の申出により、被保険者分及び事業主分とも徴収はありません。

なお、免除期間も保険料は納めたものと扱います。

従って、正解は【（ア）3. 3歳 （イ）5. 被保険者・事業主の両方の負担分が（ウ）7. 保険料を納めた期間】

問34

政彦さんは、労働者災害補償保険(以下「労災保険」という)について、FPの榎田さんに質問をした。労災保険の概要に関する下表の空欄(ア)~(エ)に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

適用される労働者	労災保険の適用事業の事業主に使用される労働者であって、(ア)。
療養補償給付	労働者が業務上の負傷または疾病により、労災指定病院等で療養補償給付を受けた場合、(イ)。
労災保険料の負担	労災保険料は、(ウ)。
保険料率	労災保険の保険料率は、(エ)。

1. 空欄(ア)にあてはまる語句は、「アルバイト・パートタイマー等は除かれる」である。
2. 空欄(イ)にあてはまる語句は、「労働者は医療費の1割を負担する」である。
3. 空欄(ウ)にあてはまる語句は、「その全額を事業主が負担する」である。
4. 空欄(エ)にあてはまる語句は、「業種にかかわらず一律である」である。

【答え】

1. 不適切

アルバイトやパートタイマーも労働者災害補償保険の適用を受けられます。

2. 不適切

療養補償給付は、対象となる費用について、全額が労災から支給されるので、医療費は無料です。

3. 適切

労災の保険料は、全額が事業主の負担です。

4. 不適切

労災の保険料率は、業種によって異なり、危険度の高い仕事ほど高くなります。

従って、正解は【3】

【第10問】 下記の(問35)～(問40)について解答しなさい。

<設例>

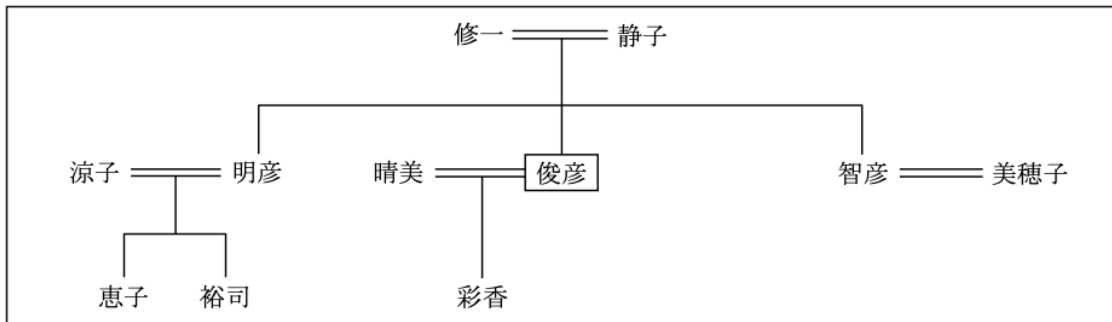
物品販売業（佐野商店）を営む自営業者の佐野俊彦さん（青色申告者）は、今後の生活のことや事業のことなどに関して、FPで税理士でもある落合さんに相談をした。なお、下記のデータは2019年4月1日現在のものである。

I. 家族構成（同居家族）

氏名	続柄	生年月日	年齢	備考
佐野 俊彦	本人	1964年 6月19日	54歳	自営業
晴美	妻	1964年11月19日	54歳	会社員（注1）
彩香	長女	2003年 8月28日	15歳	高校生

注1：晴美さんは株式会社MW工業に勤務している。

II. 佐野家の親族関係図



III. 佐野家（俊彦さんと晴美さん）の財産の状況

〔資料1：保有資産（時価）〕

（単位：万円）

	俊彦	晴美
金融資産		
預貯金等	2,290	120
生命保険（解約返戻金相当額）	〔資料3〕を参照	〔資料3〕を参照
事業用資産（注2）		
店舗（敷地・建物）・商品等	2,660	
不動産		
土地（自宅の敷地）	3,650	
建物（自宅の家屋）	340	
その他（動産等）	180	30

注2：記載以外の事業用資産については考慮しないこと。

[資料2：負債残高]

住宅ローン：1,700万円（債務者は俊彦さん。団体信用生命保険付き）

自動車ローン：120万円（債務者は俊彦さん）

事業用借入：4,480万円（債務者は俊彦さん）

[資料3：生命保険]

（単位：万円）

保険種類	保険契約者	被保険者	死亡保険金 受取人	保険金額	解約返戻金 相当額
定期保険A	俊彦	俊彦	晴美	3,000	—
定期保険特約付終身保険B （終身保険部分） （定期保険部分）	俊彦	俊彦	晴美	200 1,800	120
定期保険特約付終身保険C （終身保険部分） （定期保険部分）	俊彦	俊彦	晴美	300 1,500	150
終身保険D	俊彦	晴美	俊彦	300	280
終身保険E	晴美	晴美	彩香	200	190
医療保険F	俊彦	俊彦	—	—	—

注3：解約返戻金相当額は、現時点（2019年4月1日）で解約した場合の金額である。

注4：医療保険Fに死亡保障はない（死亡保険金は支払われない）。

注5：すべての契約において、保険契約者が保険料を全額負担している。

注6：契約者配当および契約者貸付については考慮しないこと。

IV. その他

上記以外の情報については、各設問において特に指示のない限り一切考慮しないこと。

問35

FPの落合さんは、まず現時点(2019年4月1日)における佐野家(俊彦さんと晴美さん)のバランスシート分析を行うこととした。下表の空欄(ア)に入る数値を計算しなさい。

<佐野家(俊彦さんと晴美さん)のバランスシート>

(単位：万円)

[資産]		[負債]	
金融資産		住宅ローン	×××
預貯金等	×××	自動車ローン	×××
生命保険(解約返戻金相当額)	×××	事業用借入	×××
事業用資産			
店舗(敷地・建物)・商品等	×××	負債合計	×××
不動産			
土地(自宅の敷地)	×××		
建物(自宅の家屋)	×××	[純資産]	
その他(動産等)	×××	(ア)	
資産合計	×××	負債・純資産合計	×××

【答え】

総資産を求める場合には資産合計額-負債合計額で求められます。

〔資料1：保有資産（時価）〕

（単位：万円）

	俊彦	晴美
金融資産 預貯金等	2,290	120
生命保険（解約返戻金相当額）	〔資料3〕を参照	〔資料3〕を参照
事業用資産（注2） 店舗（敷地・建物）・商品等 不動産 土地（自宅の敷地） 建物（自宅の家屋）	2,660 3,650 340	
その他（動産等）	180	30

〔資料2：負債残高〕

住宅ローン：1,700万円（債務者は俊彦さん。団体信用生命保険付き）

自動車ローン：120万円（債務者は俊彦さん）

事業用借入：4,480万円（債務者は俊彦さん）

〔資料3：生命保険〕

（単位：万円）

保険種類	保険契約者	被保険者	死亡保険金 受取人	保険金額	解約返戻金 相当額
定期保険A	俊彦	俊彦	晴美	3,000	—
定期保険特約付終身保険B （終身保険部分） （定期保険部分）	俊彦	俊彦	晴美	200 1,800	120
定期保険特約付終身保険C （終身保険部分） （定期保険部分）	俊彦	俊彦	晴美	300 1,500	150
終身保険D	俊彦	晴美	俊彦	300	280
終身保険E	晴美	晴美	彩香	200	190
医療保険F	俊彦	俊彦	—	—	—

・資産は、預貯金等2,290万円＋120万円＋事業用資産2,660万円＋不動産土地
3,650万円＋340万円＋その他180万円＋30万円＝9,270万円
生命保険は120万円＋150万円＋280万円＋190万円＝740万円

資産計：1億10万円

負債は住宅ローン1,700万円＋自動車ローン120万円＋事業用借り入れ4,480万円＝6,300万円

資産1億10万円－6,300万円＝3,710万円

<佐野家（俊彦さんと晴美さん）のバランスシート>

（単位：万円）

[資産]		[負債]	
金融資産		住宅ローン	×××
預貯金等	×××	自動車ローン	×××
生命保険（解約返戻金相当額）	×××	事業用借入	×××
事業用資産		負債合計	
店舗（敷地・建物）・商品等	×××		
不動産		[純資産]	
土地（自宅の敷地）	×××		
建物（自宅の家屋）	×××		
その他（動産等）	×××		
資産合計	×××	負債・純資産合計	×××

従って、正解は【ア．3,710万円】

問36

下記<資料>は、俊彦さん(佐野商店)の2018年分の所得税の確定申告書に添付された損益計算書である。<資料>の空欄(ア)に入る俊彦さん(佐野商店)の2018年分の事業所得の金額の数値として、正しいものはどれか。

<資料>

[損益計算書]

科 目		金額 (円)	
売上 (収入) 金額 (雑収入を含む)		①	29,280,000
売上 原価	期首商品棚卸高	②	1,705,000
	仕入金額	③	17,596,000
	小計	④	19,301,000
	期末商品棚卸高	⑤	1,814,000
	差引原価	⑥	17,487,000
差引金額		⑦	***
経費	租税公課	⑧	385,000
	荷造運賃	⑨	0
	省 略		
	雑 費	⑩	56,000
	計	⑪	5,543,000
差引金額		⑫	***

科 目		金額 (円)	
各種引当金・準備金等	繰戻額等	貸倒引当金 ⑬	0
		⑭	
		⑮	
		計 ⑯	0
	繰入額等	専従者給与 ⑰	0
		貸倒引当金 ⑱	0
		⑲	
		⑲	
		計 ⑳	0
	青色申告特別控除前の所得金額 ㉑		***
青色申告特別控除額 ㉒		㉒	650,000
所 得 金 額 ㉓		㉓	(ア)

※問題作成の都合上、一部を「***」としている。

- 3,786,000
- 4,893,000
- 5,600,000
- 6,250,000

【答え】

青色申告の適用を受けられる所得は、**不動産所得、事業所得、山林所得**となります。

・事業所得

総収入-必要経費-青色申告控除

<資料>

[損益計算書]

科 目		金額 (円)		科 目		金額 (円)	
売上 (収入) 金額 (雑収入を含む)		①	29,280,000	各種引当金・準備金等	貸倒引当金	㉔	0
売上原価	期首商品棚卸高	②	1,705,000			㉕	
	仕入金額	③	17,596,000			㉖	
	小計	④	19,301,000		計	㉗	0
	期末商品棚卸高	⑤	1,814,000		専従者給与	㉘	0
	差引原価	⑥	17,487,000		貸倒引当金	㉙	0
差引金額		⑦	***			㉚	
経費	租税公課	⑧	385,000			㉛	
	荷造運賃	⑨	0		計	㉜	0
	省 略				青色申告特別控除前の所得金額	㉝	***
	雑費	㉑	56,000		青色申告特別控除額	㉞	650,000
	計	㉒	5,543,000		所得金額	㉟	(ア)
差引金額		㉓	***				

※問題作成の都合上、一部を「***」としている。

1. 3,786,000

2. 4,893,000

3. 5,600,000

4. 6,250,000

総収入は29,280,000円

必要経費は売上原価17,487,000円、経費5,543,000円

青色申告特別控除は650,000円

従って、29,280,000円-17,487,000円-5,543,000円-650,000円=5,600,000円

従って、正解は【3. 5,600,000円】

問37

下記〈資料〉は俊彦さんおよび佐野商店のMT銀行（日本国内に本店のある普通銀行）における金融資産残高である。仮に2019年5月にMT銀行が破綻した場合、俊彦さんがMT銀行に保有している〈資料〉の金融資産のうち、預金保険制度によって保護される金額の上限額として、正しいものはどれか。なお、預金利息については考慮しないこととする。また、俊彦さんおよび佐野商店は、MT銀行からの借入れはない。

〈資料〉

[名義：佐野俊彦]

普通預金：250万円（決済用預金ではない）

定期預金：550万円

[名義：佐野商店 代表 佐野俊彦]

当座預金：150万円

定期預金：300万円

1. 800万円
2. 1,000万円
3. 1,150万円
4. 1,250万円

【答え】

預金保険制度による保護対象の預金として、
普通預金・定期預金・当座預金・貯蓄預金・通知預金等

※その他

定期集金・掛金・元本補填契約のある金銭信託・金融債(保護預り専用に限る)などがあります。

※確定拠出年金制度で運用されている預金も、普通預金などと同様に、預金商品は預金保険制度による保護の対象となります。

対象外の預金は、外貨預金・譲渡性預金・オフショア預金・無記名預金等は対象外となり、投資信託も預金とは扱いません。

利息のつかない決済用預金は全額保護です。

決済用預金でない場合(利息ありの預金)には、保護金額は1,000万円とその利子までとなります。

また、個人事業主が事業用と個人の預金を分けていたとしても同一人物の預金として扱います。

資料では、当座預金は利息のつかない預金ですので、全額保護です。
他の預金の保護金額は1,000万円とその利子までとなります。

<資料>

〔名義：佐野俊彦〕 普通預金：250万円（決済用預金ではない） 定期預金：550万円 〔名義：佐野商店 代表 佐野俊彦〕 当座預金：150万円 定期預金：300万円

普通250万円＋定期550万円＋300万円＝1,100万円→1,000万円
当座預金と合わせて1,150万円

従って、正解は【3. 1,150万円】

問38

俊彦さんは、長女の彩香さんがまだ高校生であり、かつ事業用の借入金も多いことから、現在加入している生命保険で十分な保障を得られるのか心配している。そこで、自分が死亡したことにより支払われる死亡保険金と預貯金等で負債を全額返済した場合に、預貯金等がいくら残るのか、FPの落合さんに試算してもらうことにした。この試算に関する落合さんの次の説明の空欄(ア)に入る金額として、正しいものはどれか。

「現時点（2019年4月1日）で俊彦さんが死亡した場合、俊彦さんの死亡により支払われる死亡保険金と、佐野家（俊彦さんと晴美さん）が保有する預貯金等の合計額から、返済すべき負債の全額を差し引いた金額は（ア）になります。」

1. 2,910万円
2. 4,610万円
3. 4,730万円
4. 4,910万円

【答え】

まず現在の預貯金の合計が2,290万円+120万円の2,410万円です。

〔資料1：保有資産（時価）〕

（単位：万円）

	俊彦	晴美
金融資産 預貯金等	2,290	120
生命保険（解約返戻金相当額）	〔資料3〕を参照	〔資料3〕を参照
事業用資産（注2） 店舗（敷地・建物）・商品等 不動産 土地（自宅の敷地） 建物（自宅の家屋）	2,660 3,650 340	
その他（動産等）	180	30

生命保険では、契約者・被保険者を俊彦さんとする保険の死亡保険金が支払われますので、

〔資料3：生命保険〕

（単位：万円）

保険種類	保険契約者	被保険者	死亡保険金 受取人	保険金額	解約返戻金 相当額
定期保険A	俊彦	俊彦	晴美	3,000	—
定期保険特約付終身保険B （終身保険部分） （定期保険部分）	俊彦	俊彦	晴美	200 1,800	120
定期保険特約付終身保険C （終身保険部分） （定期保険部分）	俊彦	俊彦	晴美	300 1,500	150
終身保険D	俊彦	晴美	俊彦	300	280
終身保険E	晴美	晴美	彩香	200	190
医療保険F	俊彦	俊彦	—	—	—

定期保険A 3,000万円+定期保険B 2,000万円+定期保険C 1,800万円=6,800万円

預貯金と死亡保険金合計は2,410万円+6,800万円=9,210万円

負債には住宅ローン、自動車ローン、事業用借り入れがあります。

〔資料2：負債残高〕

住宅ローン：1,700万円（債務者は俊彦さん。団体信用生命保険付き）

自動車ローン：120万円（債務者は俊彦さん）

事業用借入：4,480万円（債務者は俊彦さん）

住宅ローンでは、団体信用生命保険によって、債務者が死亡・高度障害の場合には保険料を保険会社がローン会社へ支払いを行います。

従って、負債合計は、住宅ローン0円＋自動車ローン120万円＋事業用借り入れ4,480万円＝4,600万円

預貯金等合計9,210万円－負債合計4,600万円＝4,610万円

従って、正解は【2. 4,610万円】

問39

俊彦さんは、老齢年金を65歳からは受給せず、支給繰下げの申出をしようと考えている。老齢年金の支給の繰下げに関する次の(ア)~(エ)の記述のうち、正しいものには○、誤っているものには×を解答欄に記入しなさい。

(ア)老齢基礎年金と老齢厚生年金の支給の繰下げは、その両方について同時に申出をするほか、どちらか一方のみの申出をすることもできる。

(イ)老齢基礎年金の支給の繰下げの申出をしたときは、老齢基礎年金と併せて支給される付加年金も老齢基礎年金と同様に増額される。

(ウ)支給の繰下げを希望する場合は、65歳に達し受給権を取得した後、速やかに老齢年金の請求を行い、併せて66歳以降の繰下げ受給開始月を申し出なければならない。

(エ)昭和16年4月2日以降生まれの者の場合、支給の繰下げによる年金額の増額率は最大で30%となる。

【答え】

ア. 適切○

繰下げ支給では老齢基礎年金と老齢厚生年金それぞれに別々に選択できます。

なお、繰上げ支給は両方とも同時に請求しなくてはなりません。

イ. 適切○

付加年金は第1号被保険者のみの制度で、老齢基礎年金に加算され、繰り上げ・繰り下げの額に共に反映します。繰上げ・繰下げをすると、基礎老齢年金の増減額率と同じ割合で付加年金の金額も増減額されます。

ウ. 不適切×

繰下げ支給の申出は66歳に達した日以降となっています。

65歳では66歳に達していませんので申出をすることができません。

エ. 不適切×

繰下げ支給すると、繰下げ1ヶ月当たり0.7%増額されます。最長70歳からの受給では60ヶ月(5年=12ヶ月×5年)繰下げできるので最大の増額率は「 $0.7\% \times 60\text{月} = 42\%$ 」となります。

問40

晴美さんは、2019年2月中に病気による療養のため休業した日がある。FPの落合さんが下記〈資料〉に基づいて計算した、晴美さんに支給される健康保険の傷病手当金の額として、正しいものは どれか。なお、晴美さんは全国健康保険協会管掌健康保険(協会けんぽ)の被保険者であり、記載以外の傷病手当金の受給要件はすべて満たしているものとする。

〈資料〉

〔晴美さんの2月中の勤務状況〕休：休業した日

4日 (月)	5日 (火)	6日 (水)	7日 (木)	8日 (金)	9日 (土)	10日 (日)	11日 (月)	12日 (火)	13日 (水)	14日 (木)
-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	------------	------------	------------	------------	------------

出勤	休	休	出勤	休	休	休	休	休	休	出勤
----	---	---	----	---	---	---	---	---	---	----

▲
休業開始日

▲
休業終了日

〔晴美さんのデータ〕

- ・ 標準報酬月額 2018年3月～2018年8月 170,000円
2018年9月～2019年2月 190,000円
- ・ 上記の休業した日について、給与の支給はない。
- ・ 上記以外に休業した日はない。

〔傷病手当金の1日当たりの支給額〕

支給開始日以前の継続した12ヵ月間の各月の標準報酬月額の平均額÷30日×2/3

- ・ 上記の計算における端数処理は、小数点以下第1位を四捨五入すること。

1. 12,000円
2. 20,000円
3. 24,000円
4. 32,000円

【答え】

傷病手当金は被保険者が病気やケガのため仕事を3日以上続けて休み、十分な給与が受けられない場合、4日目から最長1年6ヶ月間支給されます。

・1日の支給額

支給開始前12ヶ月間の各月の標準月額報酬を平均した額 $\div$ 30日 $\times$ 2/3

※傷病手当以外に給与があった場合には傷病手当の支給はない。

給与額が傷病手当金額よりも低い場合は、給与との差額が支給されます。

<資料>

〔晴美さんの2月中の勤務状況〕休：休業した日

4日 (月)	5日 (火)	6日 (水)	7日 (木)	8日 (金)	9日 (土)	10日 (日)	11日 (月)	12日 (火)	13日 (水)	14日 (木)
-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	------------	------------	------------	------------	------------

出勤	休	休	出勤	休	休	休	休	休	休	出勤
----	---	---	----	---	---	---	---	---	---	----

▲
休業開始日

▲
休業終了日

〔晴美さんのデータ〕

- ・ 標準報酬月額 2018年3月～2018年8月 170,000円
2018年9月～2019年2月 190,000円
- ・ 上記の休業した日について、給与の支給はない。
- ・ 上記以外に休業した日はない。

〔傷病手当金の1日当たりの支給額〕

支給開始日以前の継続した12ヵ月間の各月の標準報酬月額の平均額 $\div$ 30日 $\times$ 2/3

- ・ 上記の計算における端数処理は、小数点以下第1位を四捨五入すること。

3日以上続けて休んだのは8日～10日ですので、支給日は11日から3日間の支給です。

傷病手当金の額は

支給開始前12ヶ月間の各月の標準月額報酬を平均した額 $\div$ 30日 $\times$ 2/3

(170,000円 $\times$ 6ヶ月+190,000円 $\times$ 6ヶ月) $\div$ 12=180,000円

18万円 $\div$ 30 $\times$ 2/3=4,000円

4,000円 $\times$ 3日=12,000円

従って、正解は【1. 12,000円】

—終—